

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-1 人と自然とのふれあいの確保

01 地域で進めるとつとりの緑創造事業

施策

1 事業の目的

花と緑の祭典「第30回全国都市緑化とつとりフェア(H25年9月～11月)」の開催を契機に高まった都市緑化推進の気運を継承し、鳥取の幅広い緑化の普及啓発、人材育成等を継続して行う。

2 事業の内容

- (1)とつとりの自然を活かした庭づくりの推進
 - ・ガーデンデザインコンテストの実施
- (2)緑化推進イベントの開催、出展
 - ・花と緑のフェアの開催
 - ・グリーンウェイブ2017アクションへの補助
 - ・全国都市緑化よこはまフェアへの出展
- (3)緑づくりの人材育成
 - ・地域緑化活動育成支援補助金
 - ・花と緑のまちづくり支援事業補助金

3 事業の現状及び課題

- 全国都市緑化とつとりフェアを契機に、鳥取の在来植物を活かした自然風の庭「ナチュラルガーデン」を核として、自然の草花を生活の中に取り入れる「鳥取流緑化スタイル」の普及や人材育成を通じ、身近な緑づくりのすそ野の拡大を進めてきた。
- 今後は、緑化活動を支える関係団体等との連携や、市町村を通じた住民や団体等の活動支援へ重心を移し、ナチュラルガーデンだけでなく、従来の庭園緑化や造園技術等にも着目して、幅広く鳥取の自然等を活かした緑づくりを地域全体で進め、緑の創造により地域の暮らしを豊かにしていく取組を継続推進する必要がある。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 緑地公園担当 電話0857-26-7403

参考URL

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-1 人と自然とのふれあいの確保

02 自然公園等管理費

施策

1 事業の目的

自然公園法の目的である「優れた自然の風景地の利用の増進」を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設、自然歩道の適切な管理、整備・修繕等を実施する。

2 事業の内容

- (1) 自然公園施設、自然歩道の整備・修繕
安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設、自然歩道の整備・修繕等を行う。
- (2) 公衆便所、自然歩道等の管理委託等
快適に自然公園を利用してもらえるよう自然公園内の公衆便所の清掃、自然歩道の草刈り等に要する経費や施設設置に係る土地の借り上げを行う。
- (3) 国立公園清掃活動費補助金
自然公園法19条「清潔の保持」の趣旨に基づいて、国立公園内の清掃活動等を行う団体に対して、国、県、市町村が費用負担をして日常清掃に要する経費を助成する。

3 事業の現状及び課題

- (1) 県内には、国立公園(2箇所)、国定公園(2箇所)、県立自然公園(3箇所)があり、これら自然公園の総面積は49,061ヘクタール、県土の14%を占めている。
- (2) 自然公園法、鳥取県立自然公園条例において、優れた自然の風景地を保護するため、一定の行為を制限する規制が設けられている。
- (3) 一般の公園利用者は、自然公園内における規制の内容を知らないことが多く、悪意はなくとも結果的に違法な動植物採取等が行われる場合がある。
このため、地元市町村・警察署などと合同で違法採取防止のパトロールと動植物採取防止の呼びかけを行っている。
- (4) これまでは修繕工事を行う場合でも、局所的、対症療法的な対応になっており、面的・計画的に整備を行っていない面があったため、平成21年度から実施している自然公園施設・自然歩道に係る総点検、危険性・利便性等を考慮した点数評価により、全県下での優先順位を整理した上で改修・修繕を行っている。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

鳥取県内の自然公園
とりネットより「緑豊かな自然課」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45320>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-1 人と自然とのふれあいの確保

03 自然保護監視事業

施策

1 事業の目的

自然公園や県自然環境保全地域での巡視活動や自然保護の普及啓発などを行うため、各総合事務所・生活環境事務所に「鳥取県自然保護監視員」を配置するとともに、「鳥取県自然保護ボランティア」制度なども活用しながら、県下全域で自然保護行政を推進する。

2 事業の内容

(1)「鳥取県自然保護監視員」の配置

5名の自然保護監視員(非常勤職員職員)を配置し、所管の地域での巡視活動や公園利用者への普及啓発活動等を行う。

(2)「鳥取県自然保護ボランティア」制度の運用

自然保護に関心のある方を登録制の自然保護ボランティアに任命し、自然保護に関する情報提供や県の外来種の駆除などを始めとする自然保護活動等へ協力していただき、本県の自然保護の一助とする。

3 事業の現状及び課題

- ・近年において、自然公園内における違反行為はあまり目立っていない一方で、登山中や冬山レジャーにおける事故が全国で多発しており、山の日の啓発などとも併せ、山におけるマナーを継続して周知していく必要がある。
- ・平成19年度のボランティア制度の導入以降、登録者数は着実に増加(現在の登録状況165名)しているが、引き続き、ボランティアの確保に向けて、PRの機会や学生などへの制度紹介など幅広い対象に向けた呼びかけが必要。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

1 自然保護監視員のブログ

- (1) とりネットより「東部総合事務所生活環境局」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37058>
 - (2) とりネットより「中部総合事務所生活環境局」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=75809>
 - (3) とりネットより「日野振興センター日野振興局」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=145929>
- #### 2 第6期鳥取県自然保護ボランティアの募集
- とりネットより「緑豊かな自然課」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=81262>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
- 4-1 人と自然とのふれあいの確保

04 鳥取砂丘新発見伝事業

施策

1 事業の目的

鳥取砂丘の特色を活かしたイベントを実施することで、鳥取砂丘の新しい魅力を創造または発見し、鳥取砂丘に触れあう機会を創出し、広く県内外に砂丘の魅力を情報発信していくことを目的とする。

2 事業の内容

鳥取砂丘で開催されるイベントを支援する。

3 事業の現状及び課題

平成28年度イベント:7イベントを支援し、鳥取砂丘の魅力を情報発信

連絡先

生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0583

参考URL

<http://www.tottorisakyu.jp/>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-1 人と自然とのふれあいの確保

05 鳥取砂丘保全・再生事業(日本一の鳥取砂丘を守り育てる事業)

施策

1 事業の目的

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」に基づく監視体制の整備及び意識啓発活動を行う。

2 事業の内容

- (1) 鳥取砂丘レンジャーを配置し、砂丘利用者へ砂丘の価値を解説するガイドや条例趣旨の徹底を図るための巡視活動の実施
(2) 砂丘の魅力情報を発信するガイドツアーの実施



巡視活動



ジオツアー

3 事業の現状及び課題

- (1) 現状
- ・鳥取砂丘レンジャーの配置 6名
 - ・落書き件数 平成28年度209件
 - ・鳥取砂丘魅力満喫ジオツアーを計画
 - ・砂丘レンジャー日記(HP)、Facebook等によるタイムリーな砂丘の魅力の情報発信

連絡先

生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100183>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-1 人と自然とのふれあいの確保

06 鳥取砂丘景観保全再生事業

施策

1 事業の目的

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の理念に基づき、民間と行政で構成する鳥取砂丘再生会議が行う鳥取砂丘の保全・再生の取組に対して支援し、もって鳥取砂丘の優れた環境、景観を次世代に引き継いでいく。

2 事業の内容

鳥取砂丘再生会議が行う下記の事業に要する経費を県、鳥取市が各2分の1ずつ負担する。

(1) 砂丘の保全・再生に関する事業

砂丘全域を対象に、年間を通した除草を実施する。特に草が種子を散布する前を重点に実施する。

- ・委託(機械・人力)による除草
- ・ボランティア(団体・個人・観光客等)による除草

(2) 砂丘景観の保全・再生に関する調査研究

鳥取砂丘の自然の姿を再確認し、保全事業にフィードバック・活用するため、学識経験者等で構成する「鳥取砂丘再生会議保全再生部会調査研究会」が調査・研究を実施する。

- ・基礎的調査
- ・砂の動く生きている砂丘再生に向けた調査
- ・景観を改善するための調査

(3) 人材育成に関する事業

「鳥取砂丘大学」を開校し、鳥取砂丘を訪れる観光客等へ砂丘の価値・魅力を伝える鳥取砂丘ガイドを養成する。

・鳥取砂丘の価値や魅力を知っていただくため、砂丘内で「鳥取砂丘ガイド」によるガイド活動を行う。



ボランティア除草の様子



ガイド活動の様子

3 事業の現状及び課題

(1) 現状

ア ボランティア除草 43.1ヘクタール

- ・夏季のボランティア除草を中心に、通年で企業団体による除草活動を実施
平成28年度 3,523人
- ・観光客による除草活動を年間を通して実施
平成28年度 4,112人
- イ 委託(機械・人力)による除草 67.8ヘクタール
- ウ 調査研究
 - ・長期的な砂丘の地形変動
 - ・除草のための調査
 - ・自然の砂の動きと砂丘の成因の調査
 - ・動植物の調査
 - ・景観の改善調査 等
- エ 鳥取砂丘大学を開校、ガイドの養成を図る
 - ・鳥取砂丘ガイド有資格者(砂丘大学修了者)
55名(平成29年3月31日現在)

(2)課題

- ・県民の貴重な財産として鳥取砂丘の景観を保全する取組の輪を広げるよう、引き続き企業団体、地域住民はもとより、観光客による除草活動を拡充していく。
- ・鳥取砂丘ガイドの円滑な運用とスキルアップを図る。

連絡先

生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100183>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-1 人と自然とのふれあいの確保

07 鳥取砂丘保全事業(養浜)

施策

1 事業の目的

貴重な観光資源である『鳥取砂丘』は、平成17年以前においては冬季風浪や砂の供給源の減少等により浜幅が減少していること(侵食)が確認されたことから、砂丘保全のための継続的なサンドリサイクルに取り組んでいるところ。

2 事業の内容

毎年、鳥取港航路泊地で浚渫した砂を、「鳥取県沿岸の総合的に土砂管理ガイドライン」に基づき、鳥取砂丘沖に投入(サンドリサイクル)し、砂丘の侵食を防止する。

3 事業の現状及び課題

現状において砂丘の侵食防止効果が確認されており、今後も継続的に効果検証を行っていく必要があるが、多額の事業費(毎年 50,000千円)がかかることから、予算確保が課題となる。



連絡先

県土総務部 空港港湾課 港湾担当 電話0857-26-7312

参考URL

鳥取県空港港湾課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28145>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-1 人と自然とのふれあいの確保

08 山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの推進

施策

1 事業の目的

世界ユネスコ世界ジオパークに認定されている山陰海岸ジオパークについて、ツーリズムの推進、知の拠点として、認知度・発信力の向上を図るため、ツーリズムの推進や魅力発信、研究・教育活動等の推進を図る。
また、山陰海岸ジオパーク推進協議会をはじめ、関係団体と連携し、官民あわせて推進することで、地域の振興を図り、持続可能な地域社会の形成をめざす。

2 事業の内容

<平成29年度における主な取組>

- (1) ジオパーク活動推進拠点の整備
 - 拠点エリア『岩美ジオフィールド』の整備
 - ・ シーカヤック等のアクティビティ活動の推進と安全確保を図るため、スロープを整備(臨時)
- (2) 山陰海岸ジオパーク推進協議会による広域連携事業
 - ジオパークイベントの開催
 - ・ 首都圏PRキャンペーン、京阪神PRキャンペーン
 - ・ 山陰会合mジオパークスタンプラリー
 - ・ 山陰海岸ジオパーク120kmウォーク
 - 地域産業の振興
 - ・ 山陰海岸ジオパーク起因誘客指標・市場調査(新規)
 - ・ ビジネス創出支援事業
 - ジオツーリズムの推進
 - ・ 山陰海岸ジオパーク起因誘客指標・市場調査(新規・再掲)
 - ・ 周遊促進プロモーション(新規)
 - ・ ジオパークガイド外国人対応研修(新規)
 - 保護保全活動の推進
 - 学術研究・教育活動の推進
- (3) ツーリズムの推進
 - トレイルルートの魅力創出(新規)
 - ヘルスツーリズムの推進(新規)
 - 超小型電動車両等を活用した二次交通の利用促進(新規)
 - 自然体験活動指導者の育成
 - ジオパークに関連した企画事業(島崎藤村)の実施(臨時)
 - 外国人対応のためのテレビ電話通訳サービスの運用
- (4) 世界への魅力発信
 - 海外との交流(新規)
 - ・ 香港ジオパーク、キティラ・ハイキング・プロジェクト(ギリシャ)
 - 隠岐ユネスコ世界ジオパークとの交流
 - 山陰海岸ジオパークトレイル協議会の運営と活動の推進
 - 道府県連合によるPR活動の実施
 - 広告、雑誌等を利用した情報発信
- (5) 民間活力等の振興
 - 山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金
 - ・ 民間事業者や市町が行うジオパークの魅力向上につながる取組の支援

(6)教育活用・調査研究の推進

- 子どもや地域住民を対象とした体験学習(キッズ・サマースクール、科学実験教室等)の開催
- 山陰海岸ジオパーク調査・研究委託(新規)

3 事業の現状及び課題

- 山陰海岸ジオパークは、平成22年10月に世界ジオパークネットワークへの加盟が認定され、平成26年度に鳥取市西部エリア拡大も含めて再認定された。
- 平成27年9月には「第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウム」を開催、11月には世界ジオパークのユネスコ正式事業化が承認され、認知度・発進力の向上が期待される。
- こうした状況を踏まえ、平成28年4月に、教育委員会所管の山陰海岸学習館を知事部局に移管し、山陰海岸世界ジオパーク推進室と統合し、「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」としてジオパーク推進組織の充実を図った。
- さらに、隣接する岩美町立渚交流館も含めたエリア一帯を、観光や教育旅行、自然体験活動など「知の拠点」、「ツーリズムの拠点」として一体的に運営することにより、ユネスコ世界ジオパークとして創生を図る。

連絡先

生活環境部 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館

参考URL

山陰海岸ジオパーク推進協議会のWebサイトより
「山陰海岸ジオパーク」
<http://sanin-geo.jp/>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-1 人と自然とのふれあいの確保

09 国立公園満喫プロジェクト等推進事業

施策

1 事業の目的

大山隠岐国立公園が、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を図る「国立公園満喫プロジェクト」(※)のモデル地区として選定された。今後、増加が見込まれるインバウンドを取り込む為、ナショナルパークに相応しいビューポイント(登山道、山頂、博物展示施設、展望・休憩所等)の改修等を行い、外国人観光客に対し魅力ある施設となるよう整備を行う。

※環境省が日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標に全国8箇所の国立公園において2020年までに訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施するモデル事業

2 事業の内容

環境省の直轄事業及び交付金事業の活用により、国立公園内及びアクセスルートとなる自然歩道沿いの施設について、老朽化施設の改修を行うとともに、多言語表記等インバウンド対応施設として整備を行う。
県が事業主体となる交付金事業の平成28年度から32年度までの5ヶ年間の計画事業費は約2.4億円。

年度	費目	主な整備内容	事業費(千円)
H28	工事	駐車場改修、登山道・自然歩道改修ほか	232,080
	設計	登山道改修、避難小屋改修、公衆便所改修ほか	
H29	工事	公衆便所改築・改修、駐車場増設、博物展示施設改修ほか	695,370
	設計	登山道・自然歩道改修	
H30	工事	避難小屋改築、登山道・自然歩道改修	248,000
	設計	自然歩道改修	
H31	工事	登山道改修、避難小屋改築、駐車場融雪装置ほか	778,300
H32	工事	登山道改修、駐車場融雪装置ほか	484,000
計			2,437,750

3 事業の現状及び課題

大山隠岐国立公園がモデル地区として選定された理由として、「オーバーユースに対する先進的な取組」が評価されたもの。今後インバウンドを含めた利用者の増が見込まれ、それに伴う環境負荷の増加が予想されるが、保護と利用の両立を推進していくため、オーバーユース対策を更に高めていく必要がある。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

環境省HP「国立公園満喫プロジェクト」

<http://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-1 人と自然とのふれあいの確保

10 三徳山歴史遺産調査事業

施策

1 事業の目的

鳥取県を代表する貴重な文化財の宝庫である三徳山の歴史遺産(文化財)について、三朝町が実施する調査・研究事業に対して支援と協力をを行い、その学術的価値を高めていく。

2 事業の内容

○学術調査等への調査指導及び調査協力

- (1)三徳山発掘調査
- (2)三徳山自然環境調査
- (3)三徳山民俗文化財調査
- (4)三徳山総合調査研究
- (5)古文書調査
- (5)三徳山正善院復元整備

3 事業の現状及び課題

世界遺産登録推進に向け、世界的・国際的な観点から、信仰の山の文化的景観として、三徳山がもつ顕著な普遍的価値の証明が求められるところ。修験道など信仰の山としての全体像を明らかにする観点から、国内外の事例との比較研究を進め、適切な課題設定や資産構成について検討することが必要。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県教育委員会文化財課のwebサイトより
「文化財課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82388>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
- 4-1 人と自然とのふれあいの確保

11 三徳山世界遺産登録推進事業

施策

1 事業の目的

世界遺産暫定一覧表記載資産候補として提案書を提出し、継続審議が妥当とされた「三徳山」について、三徳山の持つ顕著で普遍的な価値について、今まで十分とはいえなかった調査研究をすすめるとともに、その魅力を広く知ってもらうための情報発信を行い、世界遺産登録に向けた取組を推進する。

2 事業の内容

世界遺産の観点に基づいた三徳山の調査研究と、その学術的な部分での魅力について認知度アップも目指した情報発信を実施

(1) 調査研究事業

県及び三朝町で調査研究チームを立ち上げ、三徳山の総合的・広域的な調査研究を実施

(2) 普及啓発事業

三徳山の学術的な魅力、調査研究によって得られた知見を講演会や説明会などを通じて積極的に情報発信を実施

3 事業の現状及び課題

世界遺産登録推進に向け、世界的・国際的な観点から、信仰の山の文化的景観として、三徳山がもつ顕著な普遍的価値の証明が求められるところ。修験道など信仰の山としての全体像を明らかにする観点から、国内外の事例との比較研究を進め、適切な課題設定や資産構成について検討することが必要。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県中部総合事務所のwebサイトより
「三徳山を世界遺産へ」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=24294>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-1 人と自然とのふれあいの確保

12 鳥取県野外保育促進事業

施策

1 事業の目的

近年、多様な保育・幼児教育が求められ、また、自然体験活動の大切さが見直される中、県土のうち、73%が森という本県の恵まれた環境を活かして、子どもたちが野外活動する機会を得ることは、心身の発達にも大変意義があると考えます。

このことから、以下の取組によって、子どもたちが、鳥取県の「豊かな自然」で“遊びきる”経験を持てる環境を構築する。

- とっとり森・里山等自然保育認証制度の推進
- 保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度の推進による自然保育・教育の充実
- 「保育・幼児教育」と「自然体験」双方に精通した人材の育成

2 事業の内容

事業名	内容
とっとり森・里山等自然保育事業費助成事業	平成27年3月に創設した、「とっとり森・里山等自然保育認証制度」において認証された事業者の運営費の一部を助成する。 【補助基準】 利用定員区分ごとの1人当たり月額単価により、利用児童数に応じて補助 【補助率】 県 2分の1 市町村 任意
とっとり森・里山等自然保育保育料軽減事業	保護者と生計を一にする第2子(低所得世帯かつ第1子と同時在園の場合のみ)及び第3子以降の児童に係る保育料を軽減する認証園の事業者に助成する。 【補助対象経費】 対象児童に係る保育料(各認証された園による独自の軽減額を控除した額とし、児童1人につき月額25,700円を限度とする。) 【補助率】 2分の1(各園が定める保育料の2分の1もしくは12,850円のいずれか低い額を限度額とする。)
自然保育シンポジウムの開催	保護者、保育者等広く県民に幼児期の自然保育の取組などを周知し、新たな認証制度導入後の自然保育に向けた機運の醸成を図るためのシンポジウムを開催する。 【開催時期】1月(予定)
保育所・幼稚園等における自然保育認証及び活動費助成事業	県内で、自然保育を定期的に行う保育所・幼稚園等を認証するとともにその必要経費を助成する。 ※平成29年3月に創設した「保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度」により認証された施設を対象とする。 【補助率】県 3分の1 市町村 任意 【補助基準額】1施設440千円を限度
自然保育研修事業	保育・幼児教育と自然活動双方に精通した野外保育の担い手を育成するため、全県の保育従事者を対象とした野外保育の研修会を実施する。 【研修内容】 (1)自然保育研修(全県で1回) 自然保育の意義及び効果、活動の手法等 (2)野外活動における安全対策研修(全県で1回) 野外での保育・教育における事故防止及び緊急対応

3 事業の現状及び課題

県として、既存の幼稚園・保育所や森のようちえんが行う自然保育活動に関して支援を行うことで、すこやかな子どもの発達を促進している。
また、森のようちえんについては、以下の側面で効果をもたらしている。

- ・ 中山間・過疎地域振興、移住定住の促進
鳥取県の特徴である「豊かな自然」を活かした「森のようちえん」では、県外からの通園や、移住者も増加している。

連絡先

福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課 電話:0857-26-7150

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/239563.htm>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-1 人と自然とのふれあいの確保

13 森と木の情報発信事業(森のいろは塾)

施策

1 事業の目的

広く小学生等を対象にして、試験場研究員の日ごろ培った知識及び技術等を活用して森林内での体験学習、木工教室等を実施し、森林・林業の大切さや、木材の良さへの理解を深めていただく。

2 事業の内容

3つの体験型講座(1森の木々を調べる、2木で染めよう、3木工品を作ろう)を林業試験場構内、21世紀の森で実施する。



3 事業の現状及び課題

平成28年は約140名と常に多くの参加があり、リピーターも多く大変好評である。

連絡先

農林水産部 林業試験場 電話0858-85-6221

参考URL

林業試験場のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=70824>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-1 人と自然とのふれあいの確保

14 倉吉農業高等学校演習林活用事業

施策

1 事業の目的

近年、手入れが十分できていなかった倉吉農業高等学校の演習林について、計画的に間伐等の整備を行い、学校教育活動のみならず、広く「県民の森」として利活用を行う。

2 事業の内容

- (1) 演習林の間伐整備(平成26年から4年計画)
演習林のうち、スギ林を中心に約32ヘクタール部分について、森林経営計画を作成し、間伐等の整備を行う。
- (2) 演習林活用事業(百年の森)
演習林の教育的活用、地域住民や県民を対象とした利用について事業化し、社会教育の場としても積極的な利活用を行うと同時に、林内の希少動植物の保護や、森林の保全を図ることで、地域貢献にも寄与する。

3 事業の現状及び課題

- (1) 演習林活用策検討会で、学校教育活動のみならず、広く「県民の森」としての活用計画をまとめた。
- (2) 平成26年度以降、学校教育だけでなく、地域住民や広く県民に向けた事業として活用内容を拡充することで県有財産としての有効的な利活用を進めている。

連絡先

鳥取県教育委員会事務局 高等学校課 指導担当 電話0857-26-7916

参考URL

鳥取県教育委員会事務局webサイトより
平成27年4月17日教育委員会報告事項「鳥取県立倉吉農業高等学校演習林活用策の検討状況について」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/183990/houkokuu.pdf>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-1 人と自然とのふれあいの確保

15 とっとりスタイルエコツーリズム「住まうように旅する」推進事業

施策

1 事業の目的

平成25年度に実施したエコツーリズム国際大会の実行委員会の活動を継承している大山山麓観光推進協議会に対して、エコツーリズムを中心とした事業に必要な経費の一部を助成する。

2 事業の内容

大山山麓観光推進協議会が行う次の取組を支援。

- 情報発信（WEB、県外催事等）
- 西部圏域連携・商品づくり（圏域内イベントでのPR、観光素材発掘PR、モニターツアー実施、着地型旅行商品造成に向けた活動等）
- 地域啓発（エコツアー啓発セミナー等）

3 事業の現状及び課題

・県西部のエコツーリズム推進の取組は、平成18年に米子市皆生で始まり、以降、主に西部圏域の素材を題材にした観光プログラム造成等の取組を進めてきた。

・平成25年10月には、「住まうように旅する」をキャッチフレーズに「エコツーリズム国際大会2013in鳥取」を開催し、国内外に鳥取県の魅力を強くPRすることができた。

・この国際大会終了後の平成26年度から、実行委員会の活動を大山山麓観光推進協議会が継承していくこととなり、モニターツアーや啓発セミナー等の開催を継続して行っているところ。

・平成27年度には、前年度に実施して参加者から高評価を得たエコツーリズムモニターツアーの内容が、地元の旅行業登録事業者によって、新しい着地型旅行商品として販売されることに繋がった。

連絡先

西部総合事務所 地域振興局 西部観光商工課（電話）0859-31-9647

参考URL

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-1 人と自然とのふれあいの確保

16 とっとりスタイルエコツーリズム普及推進事業

施策

1 事業の目的

多様な自然環境、歴史文化遺産、食材等鳥取ならではの地域資源と各分野の人材を活用した体験型教育旅行商品の開発・普及を促進し、鳥取の潜在力や秘めた魅力をより深く来県者に伝えることにより、国内外の鳥取ファンやリピーターの獲得・拡大を目指す。

2 事業の内容

(1)メニュー造成、受地整備支援補助金 9,000千円

【ステップアップ型】 3,500千円

事業内容	ニューツーリズムに関する体験型観光メニューの造成や情報発信などの受け地整備を目的とした事業に対する補助
補助額	2分の1(上限500千円)
補助対象事業者	ニューツーリズムに関するメニュー造成や情報発信に取り組む団体、市町村
補助対象経費	体験に必要な器材や消耗品等の購入経費、ガイド養成に要する経費、消耗品等の購入費、ホームページ制作費、プロモーション経費 など
補助対象となる取組の具体例	○自然、農林漁業体験メニューの整備 ○スポーツや文化体験メニューの整備 ○情報発信体制の整備 など

【規模拡大型】 5,500千円

事業内容	県外からの団体受入を積極的に進めるため人材育成を核とした体制整備や規模拡大を行う事業に対する補助
補助額	2分の1(上限2,500千円)
補助対象事業者	県外からの団体受入を目指した規模拡大や受入体制の整備に取り組む団体
補助対象経費	コーディネーターの人件費(庶務的事務を行う者の経費は除く)、体験に必要な器材や消耗品等の購入経費、モニターツアー実施経費、プロモーション経費 など
補助対象となる取組の具体例	○自然、農林漁業体験メニューの規模拡大 ○スポーツや文化体験メニューの規模拡大 ○団体ツアーの造成 など

(2)教育旅行誘致 7,739千円

【旅行会社等への売り込み強化】

事業内容	県外の旅行会社や教育旅行関係者への情報発信、売り込みを強化する。
所要経費	5,739千円(鳥取県観光連盟に委託)
取り組みの具体例	○旅行会社等を対象とした視察旅行の開催、プロモーション活動の展開 ○受地整備に向けた県内観光関係者への普及啓発(研修会開催など) ○教育旅行説明会(関西)開催 ○教育旅行誘致専門コーディネーターの配置

【誘致促進のための宿泊費助成】

事業内容	学校教育法に定める学校が、教育活動の一環として行う宿泊を伴い実施する教育旅行について、一人あたり1千円の助成を行う。
所要経費	2,000千円(鳥取県観光連盟に補助)

3 事業の現状及び課題

● 県域団体による教育旅行のプログラム開発や受入れ施設の拡大など、地域一体となって教育旅行誘致の取組を進めるとともに、地域資源の磨き上げやガイド育成のほか、主要地を結ぶ地域情報の収集や情報発信など、とっとりスタイルエコツーリズムの一層の全県展開に取り組む。

連絡先

観光交流局 観光戦略課

(1)メニュー造成、受地整備支援補助金 ニューツーリズム・受入環境整備担当 電話:0857-26-7239

(2)教育旅行誘致 総務企画担当 電話:0857-26-7421

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/213172.htm>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-1 人と自然とのふれあいの確保

17 『山の日』記念！みんなが主役」とつとりの山魅力発信事業

施策

1 事業の目的

平成28年から8月11日が祝日「山の日」となり、山の日記念全国大会を始め、登山・アウトドア等に対する関心が、全国的に高まった。本県においてもこれを自然景勝地や主要な山々(大山、三徳山、氷ノ山)の広域的な周遊観光への展開につなげる好機と捉え、愛好者はもとより、その潜在層(女性、親子、学生等)に対して、鳥取ならではの自然体験のスタイル等を提案、情報発信し、新たな需要の喚起につなげ、本県の豊かな自然や山々における多様な人々の利用や交流の増進を図る。

2 事業の内容

- (1)「第2回山ガールサミットin鳥取大山」の実施
- (2)「第2回わかさ氷ノ山ヤマフェス」の開催
- (3)自然体験活動・普及啓発
ア『三徳山・小鹿溪』ふれあい自然体験教室
イ『大山』キャリアアップボランティア

3 事業の現状及び課題

- 祝日「山の日」制定をPR及び気運醸成をはかる様々な取組を行ってきた。
 - ・山の日制定記念式典及びフォーラム
 - ・山ガールサミットin鳥取大山
 - ・わかさ氷ノ山ヤマフェス
 - ・氷ノ山みんなで守る登山道
 - ・三徳山小鹿溪ふれあい自然体験教室
 - ・大山キャリアアップボランティア
- 平成29年度も引き続き、これを好機と捉え、愛好者はもとより、その潜在層に対し、本県の自然の魅力を発信していく。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-1 人と自然とのふれあいの確保

18 船上山少年自然の家・大山青年の家[再掲]

施策

1 事業の目的

青少年を船上山や大山の自然に親しませ、自然の中での集団宿泊訓練等を通じて健全な育成を図る。

2 事業の内容

キャンプ、ハイキング、カヌー、スキー、星座観察など、施設が行う主催事業

3 事業の現状及び課題

児童生徒を中心に、多様なプログラムを実施しており、利用者の満足度も高い。今後、幅広い年齢層に向けたプログラムや、不登校等、教育課題に対するプログラムを充実させていく必要がある。

その他

平成29年度開催事業一覧

○船上山少年自然の家

事業名	期日	対象	募集	概要
船上山さくら祭り	4月23日(日)予定	一般	定員なし	万本桜咲く船上山でイベントがいっぱい。桜に囲まれて楽しい1日を過ごしましょう。今年むきばんだ史跡公園・大山青年の家との共同企画もあります。
学生ボランティア育成講座 スキルアップセミナー1、2	1:5月6日(土)~7日(日) 2:5月19日(金)~21日(日)	学生	各30名	1:船上山でのボランティア育成新歓合宿。船上山のフィールドを生かした楽しい企画と新たな出逢いが盛りだくさん。 2:「ちっちゃい探検隊1」を企画します。アイデア溢れる発想で子どもたちの笑顔を企画。
ちっちゃい探検隊1 (スキルアップセミナー3)	7月1日(土)~2日(日)	小学1年生~3年生	48名	大学生によるアイデア満載の人気企画。ドキドキのお泊まり会。ちっちゃい冒険にチャレンジしよう。
船上山の夏を楽しむ1、2	1:7月22日(土) 2:7月23日(日)	小学4年生~6年生	各36名	1:ダム湖でカヌー&いかだ遊び。 2:谷川探検で滝壺をめざせ。
ファミリーキャンプ	8月19日(土)~20日(日)	小・中学生とその家族	16家族	ダム湖活動・谷川探検など親子選択活動、野外炊飯などの活動を親子で体験。親子で船上山を満喫。
ハートフルキャンプ in 船上山	10月12日(木)~13日(金)	各校の不登校傾向、教育支援センターに通う小・中学生と職員・保護者	20名	大自然の中で心をリフレッシュ。船上山や近隣の農家で自然や人とのふれあいを通じて、明日への活力へとつなげよう。
ちっちゃい探検隊2	10月21日(土)~22日(日)	小学1年生~3年生	48名	家族の元を離れてドキドキのお泊まり会。秋の船上山でちっちゃい冒険にチャレンジしよう。
ノルディックウォークin 船上山	10月29日(日)	小・中学生とその家族及び一般	50名程度	紅葉まぶしく、秋風爽やかな船上山をノルディックウォークで満喫。参加者同士で励まし合い、変化に富

				んだ船上山ノルディックウォークコースを楽しもう。
秋山登山企画	11月5日(日)	小・中学生とその家族	15名程度	紅葉まぶしく、秋風爽やかな船上山を家族で満喫。参加者同士で励まし合い、頂上をめざそう。
船上山ピザ祭り 1、2	1:12月2日(土) 2:12月3日(日)	小・中学生とその家族	15家族 60名程度	船上山名物ダッチオープンで作るおいしいピザ。家族同士の触れ合いを楽しみながら心もおなかも満たされます。
船上山アカデミー	12月26日(火)～ 28日(木)	小学4年生～中学生	48名	遊びも勉強も先生の卵(大学生)に何でも聞いてどどん力をつけよう。冬休みの宿題対策はこれで決まり。
雪遊び企画	1月27日(土)	小学4年生～6年生	50名	雪にまみれて大はしゃぎ。白銀の船上山へ思いっきりダイビングしよう。
船上山ウィンターフェスティバル	2月10日(土)～ 11日(日)	小中学生とその家族	16家族	銀世界の中で雪遊び。家族でスノーチューブ、そり、スノーシューなどで船上山の冬をHOTに満喫。
教職を語ろう	2月15日(木)～ 16日(金)	教師を志す学生・一般	50名程度	教師を志す方大集合。船上山の大自然の中で、夢の実現に向けて、同志と共にエネルギーを蓄えましょう。
ちっちゃい探検隊3	3月10日(土)～ 11日(日)	小学1年生～3年生	48名	家族の元を離れてドキドキのお泊まり会。春の船上山でちっちゃい冒険にチャレンジしよう。

○大山青年の家

事業名	期日	対象	募集	内容・目的
春の親子フェスティバル	4月30日(日) 日帰り	どなたでも	定員なし	様々な体験コーナーやゲームコーナーで親子・家族で楽しみましょう。
親子エンジョイカー	1:5月6日(土) 2:5月7日(日) 両日とも日帰り	小学生以上の親子	各80名	赤松の池で、親子でカヌーの基礎や楽しみ方を学びましょう。
大山ファミリー登山	5月20日(土) 日帰り	小学3年生以上の家族	50名	家族で励まし合って、1,709mの大山山頂を目指しましょう。
在学青年交歓の集い	6月10日(土)～ 11日(日)	高校生	30名	各市町村教育委員会と連携、体験活動を通して交流を深めましょう。
はじめての冒険	1:6月17日(土)～18日(日) 2:7月1日(土)～2日(日) 3:9月23日(土)～24日(日)	小学1年生～2年生	36名	小学校低学年を対象にした初心者向けキャンプ。自分たちで生活してみよう。
生涯学習実践道場	7月7日(金)日帰り	成人	100名	生涯学習関係者の実践発表・研修・交流の場
だいでんキャンプ(不登校対策)	1:7月12日(水)日帰り 2:10月19日(木)～20日(金) 3:1月30日(火)～31日(水)	不登校や学校を休みがちな小・中学生	定員なし	1:カヌー 2:野外炊事・カヌー・1泊 3:スキー・1泊 自然の中で新たな日常生活への活力となる感動体験をしましょう。
大山わくわく探検隊	7月31日(月)～8月4日(金) 4泊5日	小学5年生～中学生	36名	海(皆生海岸)～山頂までの行程を歩いて、泊まって、ご飯を作って、励まし合って感動体験を味わいましょう。
いきいき先生体験会	1:8月9日(水)～10日(木) 2:2月17日(土)～18日(日)	教員	30名	体験活動の良さを体感してみよう。 1:山頂泊 2:歩くスキー
大山ファミリーキャンプ	8月26日(土)～27日(日)	小学生以上の親子	25家族	テント泊、野外炊飯などのキャンプ活動を通して、親子の絆を深めましょう。
どきどき自然塾	1:9月30日(土) 2:10月1日(日) 両日とも日帰り	1:母子 2:父子	60名	親子で協力して活動しましょう。野外炊事カヌー体験

青年の家秋の感謝祭・前日祭	10月15日(日)日帰り 家族で前泊あり	どなたでも	参加定員なし 前泊は24家族	秋の大山。様々な体験コーナーやゲームコーナーで楽しみましょう
青年の出会い(青年団交流)	11月18日(土)～19日(日)	成人	40名	若い力を集結してみましよう
もうすぐ1年生	12月3日(日)日帰り	年長児とその家族	年長児30名とその家族	初めて出会う友だちと自己紹介したり、遊んだりしてコミュニケーションをとりましょう。
親子エンジョイスキー	1:1月20日(土) 2:1月21日(日) 両日とも日帰り	小学1～3年生の親子	各100名	青年の家特設ゲレンデでスキーの基礎を学びましょう。
歩くスキーのつどい スキーハイキング	1:2月3日(土)～4日(日) 2:2月3日(土)日帰り	1:成人(1泊2日) 2:小学3年生以上の家族・団体(日帰り)	各50名	歩くスキーの基礎を学び、冬の大山をツーリングして楽しめます。
お泊まり会	1:11月11日(土)～12日(日) 2:11月25日(土)～26日(日) 3:12月9日(土)～10日(日)	1:家族 2:母子 3:父子	各24家庭	お泊まり会。家族で話をしたりゲームをしたりゆっくり過ごしましょう。
ブレ宿泊学習	1:3月3日(土)～4日(日) 2:3月10日(土)～11日(日)	3、4年生の家族	20家族	次年度宿泊学習に来る前に、知っておこう青年の家
施設開放	秋:10月～ 冬:1月～ いずれも日曜午後開放	秋:家族単位 冬:小学2年生以下の家族	定員なし	秋:オリエンテーリング、芝遊び 冬:ソリ遊び、雪遊び

連絡先

鳥取県教育委員会事務局 社会教育課 電話0857-26-7519
 県立船上山少年自然の家 電話0858-55-7111
 県立大山青年の家 電話0859-53-8030

参考URL

鳥取県立船上山少年自然の家のwebサイトより
 「鳥取県立船上山少年自然の家」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37749>

大山青年の家のwebサイトより
 「大山青年の家」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4308>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-1 人と自然とのふれあいの確保

19 氷ノ山自然ふれあい館響きの森[再掲]

施策

1 事業の目的

氷ノ山自然ふれあい館において、国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることをはぐくんでいく。

2 事業の内容

県内の児童等を対象として、自然観察会、創作体験、スキー等野外活動などを通じて、氷ノ山の豊かな自然を発信するとともに、各種の参加型催事を開催し、幅広い世代を対象として響きの森への集客を図る。

◀“響の森”の役割▶

- 国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることを「はぐくむ」ことを目的として、地域経済への波及効果、地域活性化を図る。
- 「観光客誘致による地域経済への貢献」、「交流人口の増加による地域活性化」「自然環境教育プログラムの充実」という視点から、幅広い世代を対象とした各種参加型催事の開催と自然体験プログラムの提供を通じ氷ノ山の魅力を発信する。
- 「自然環境教育」「ツーリズム」「氷ノ山地域の情報発信(ビジターセンター)」の拠点施設としての機能強化を図る。

◀目指すべき方向性▶

- 自然環境教育の推進施設
地域活性化のために来訪者を増やし、地域の経済波及効果を高めます。
- ツーリズムの受入施設
総合的なプログラムで魅力を伝え、誘客します。
- 氷ノ山地域の情報受発信(ビジターセンター)施設
豊かな自然と歴史の魅力を収集し、提供します。

3 事業の現状及び課題

○平成29年度イベント内容【詳しくはホームページ等で確認】
響きの森ホームページ <http://www.hibikinomori.gr.jp/>
〈イベント情報〉 <http://www.hibikinomori.gr.jp/eventmonth.html>

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200
氷ノ山自然ふれあい館 響の森 電話0858-82-1620

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

氷ノ山自然ふれあい館のwebサイトより
<http://www.hibikinomori.gr.jp/>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-1 人と自然とのふれあいの確保

20 ふるさとまちづくり支援事業(県民と協働する川づくり)

施策

1 事業の目的

県内の中山間地の河川においては、河岸や水みちが良好な環境を形成し、多様な生物が生息しているなど、ふるさとの原風景を感じさせる空間が残っているものの、河川環境を保全するための活動を支援、協働する仕組みがないため、恵まれた地域特性が放置されたままとなっている。

このため、地域住民等が参画し、河川を地域活動の場とするまちづくりを支援することにより、良好な河川空間を再生・維持させるとともに、鳥取県らしい自然との共生社会を実現する。

2 事業の内容

平成28年度～平成29年度に鳥取市国府町美歎地区で、旧美歎水源地水道施設の保存修理及び環境整備と調和した美歎川での在来の石等を使った景観整備を行う。

3 事業の現状及び課題

○旧美歎水源地水道施設は、鳥取市街地へ供給する飲料水の確保と公衆衛生の向上を主な目的として、大正6年に給水を開始した。平成4年には水源地としての用途は廃止されたものの、近代水道施設の主要な構造物・施設がほぼ完存している全国的にも珍しい遺構であり、平成19年には国の重要文化財に指定された。

○鳥取市(教育委員会)は、重要文化財旧三歎水源地水道施設保全整備検討委員会を立ち上げ、旧美歎水源地水道施設保存活用計画を策定し、平成29年度を目処に構造物の保存修理事業及び環境整備事業を進めている。

○河川管理者である県としては、河川施設を含む当該施設の利用・活動(文化価値の伝承・地域学習及び体験学習・地域住民の交流)など、地域おこし活動等のまちづくりを支援する。

連絡先

県土整備部 河川課 企画担当 電話0857-26-7374

参考URL

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-1 人と自然とのふれあいの確保

21 鳥取県版河川・道路ボランティア促進事業

施策

1 事業の目的

県が管理している道路、河川、海岸等の維持管理に積極的に参画していただける団体を鳥取版河川・道路ボランティア促進事業により支援し、地域の環境美化や活性化に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

- 【参画型ボランティア促進事業】
自主的な環境美化を行う団体に対し、活動の実施に必要な援助を行う。
- 【協働型ボランティア促進事業】
団体と県で協定を締結し、一定区間の維持管理を行う団体の活動を支援する。
- 【スーパーボランティア促進事業】
公園、河川敷等の公共空間を活用した地域づくりや賑わいづくりと併せて維持管理活動を継続して行う団体を県と市町村が連携して支援する。

3 事業の現状及び課題

- ・少子高齢化、過疎化等に伴う団体活動力の低下
- ・スーパーボランティア活動団体数の増加(元気づくり総合戦略目標：H31年度末25団体)

連絡先

県土整備部 技術企画課 企画・県土強靱化担当 電話0857-26-7410

参考URL

技術企画課HP

<http://www.pref.tottori.lg.jp/117321.htm>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

01 生物多様性保全事業

施策

1 事業の目的

県内における希少野生動植物の保護及び生息・生育環境の保全、外来生物の防除、自然環境の保全により、県民参加による生物多様性の保全を推進する。

2 事業の内容

(1) 希少野生動植物保護対策事業

- ・特定希少野生動植物41種について、各保護管理計画に基づき、保護管理事業を実施するとともに、保護管理団体が実施する事業への助成を行う。

区分	内容	備考
保護型(28種)	モニタリング調査	人による積極的な管理を必要としないが、生育(繁殖)状況の把握のためモニタリング調査が必要な種。(スギラン、タキミシダ、エゾカワラナデシコ等)
管理型(13種)	保護管理団体による保護管理事業	生育地周辺の草刈など、人による積極的な管理が必要な種。(コアジサシ、オオエゾデンダ、オキナグサ等)

- ・生物多様性GISシステム保守管理
- ・生物多様性に資する保全活動への支援

(2) 外来生物防除事業

- ・検討委員会による外来種の防除に係る検討
- ・外来生物捕獲技術講習会の開催
- ・多鯨ヶ池(鳥取市)における外来魚駆除調査

(3) 自然環境保全地域管理事業

- ・制札板等の適正な維持管理

3 事業の現状及び課題

特定希少野生動植物の保護や保全に資するため、生息状況のモニタリングや生息地の管理(草刈等)を実施する保護団体の掘り起こしを行った結果、県民による自主的な保護・保全活動に一定の広がりが見えてきた。現在、県の認定を受けた保護管理事業が13事業となり、うち8事業に対して県補助金による支援を継続している。

本県では、平成18年外来生物実態調査の結果に基づき、特定外来生物5種(ヌートリア、アライグマ、ブラックバス、ブルーギル、オオキンケイギク)について重点的対策に取り組んでおり、中でも、農林水産業被害の防止に向け、農林水産部と連携したヌートリア、アライグマの防除を推進している。

今後は、住民との協働による防除を進めていくことが、全県に対策を広げる上で最も重要であると考えており、ため池における外来魚防除作業や、道路や河川区域に生息する個体の刈取りなど、地域住民により自主的に行われる活動を促すため、平成27年度より助成事業を創設した。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「希少野生動植物の保護」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95767>

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

02 鳥獣被害総合対策事業

施策

1 事業の目的

野生鳥獣による農林産物等への被害を軽減させるため、

- (1) 鳥獣被害に強い集落づくりの推進
 - (2) 侵入を防ぐ対策
 - (3) 個体数を減らす対策
 - (4) 周辺環境を改善する対策
- を総合的に支援する。

2 事業の内容

- (1) 鳥獣被害に強い集落づくりの推進
鳥獣被害に強い集落づくりに係る経費の支援
- (2) 侵入を防ぐ対策
侵入防止柵などの設置を支援
- (3) 個体数を減らす対策
捕獲奨励金の交付、捕獲班員の育成等を支援
- (4) 周辺環境を改善する対策
農地と山林の間に野生鳥獣が接近しにくい明るい環境(緩衝帯)の設置、放任果樹のもぎ取り等を支援

3 事業の現状及び課題

- (1) イノシシ・ヌートリア・カラス等の野生鳥獣による農林産物等の平成28年度被害額は、90百万円で前年より32百万円増加。
ア 堅果類(ドングリ)が不作のため、イノシシ・クマによる水稻、果樹被害が大幅に増加。
イ シカ被害は、東部が中心であるが、県下全域で被害額が減少。
- (2) ニュートリア・アライグマ(外来生物)については、生態系等への影響があり、根絶を目指した対策が必要とされている。

連絡先

農林水産部 鳥獣対策センター 電話0858-72-3820、3821

参考URL

鳥取県 鳥獣対策センターのwebサイトより
「農作物の鳥獣被害対策に関すること」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/211038.htm>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
- 4-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

03 カワウ被害緊急対策事業

施策

1 事業の目的

カワウは、かつて全国的に分布していたが、生息環境の悪化により、昭和40年代初期には、全国で約3千羽まで激減した。その後、生息環境等の改善により個体数が大幅に回復したが、カワウによる漁業被害や植生被害が全国的に問題となっている。

カワウによる内水面魚類等の捕食により、内水面漁業に対する影響が生じていることを踏まえ、主要河川のうち重要な区間を選定し、重点的に総合的な鳥獣対策を全庁的な連携体制で取り組む。

2 事業の内容

- (1) 捕獲実施・被害抑制対策
 - ア 営巣地での効果的な捕獲の実施
 - イ 漁場における追い払い対策
- ※「魚を育む内水面漁業活動支援事業」により実施。
- (2) カワウ対策検討会の開催
- (3) 調査
 - ア カワウの胃内容物調査
 - イ カワウ生息実態調査
 - ウ 河川の飛来数調査

3 事業の現状及び課題

「カワウ被害対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、部局横断的に対策を講じる体制を構築した。漁業被害の状況、被害防止対策、関係機関の役割分担、推進体制、効果的な被害対策手法等について定める県独自の「鳥取県カワウ被害対策指針」を平成29年4月に策定する。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

04 氷ノ山国定公園シカ食害防止対策事業

施策

1 事業の目的

国定公園氷ノ山におけるシカの食害対策として、シカの個体数管理を行い、生物多様性保全を図る。

2 事業の内容

(1) 電気柵設置・シカ捕獲業務委託

ア 電気柵設置

自然探勝路周辺の植生を代表するサンカヨウ群落をシカ食害から守るため、電気柵を設置する。

イ シカ捕獲業務

自然探勝路周辺に集中してくりわなを仕掛け、シカの個体数を減少させることで、サンカヨウ群落等の植生を守る。

3 事業の現状及び課題

平成22年度から対象箇所へくりわなの設置、平成23年度から氷ノ山自然探勝路周辺のサンカヨウ群落に電気柵を設置。

電気柵を設置することで、シカがサンカヨウ群落内へ侵入することを防止し、サンカヨウが回復してきている。また、くりわなでシカを捕獲している箇所でも、シカの食害が減り植生が回復している。

その他

4 事業の背景

(1) 背景

- ・サンカヨウは国定公園氷ノ山の指定植物(優れた自然の風景地を保護するため環境大臣が指定)、自然探勝路の最重要種、氷ノ山の代表種であり、また県準絶滅危惧種である。
- ・県東部地域ではシカの食害被害が顕著であり、このような希少な植物も食害に遭うなど、自然環境の面で問題となっている。

(2) 継続の必要性

- ・平成23年度から当該事業を実施した結果、サンカヨウ群落でのシカの侵入が阻止され、自然探勝路周辺の自然が回復してきている。
- ・ここで事業を止めると被害が拡大し、氷ノ山の植生が一変する恐れもある。
- ・また、当該事業は氷ノ山、ひいては中国山地の観光活性化において寄与しており、広域観光活性化を目的とした社会資本整備総合交付金(交付率50/100)の効果促進事業として認められている。加えて国定公園内での希少植物の保全の取組としてもアピールもできており、引き続き事業を実施していく必要がある。

連絡先

東部生活環境事務所 生活安全課 電話0857-20-3676

参考URL

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

05 特定鳥獣保護管理事業

施策

1 事業の目的

人間社会との軋轢や、絶滅のおそれが危惧されるイノシシ・ツキノワグマ・ニホンジカ等について、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条及び第7条の2に基づき第一種特定鳥獣保護計画(以下「保護計画」という。)及び第二種特定鳥獣管理計画(以下「管理計画」という。)を策定、実行して科学的知見に基づく検証を行い、対象野生鳥獣の保全と軋轢軽減を図る。

2 事業の内容

「鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画の策定・検討、計画実行並びに科学的調査に基づく検証を行うとともに、計画実行の担い手確保のため、若手狩猟者への支援を行う。

また、鳥獣保護法の改正により、個体数管理のための計画づくりが明確に位置づけられたことに伴い、特に県東部地域において被害が深刻なニホンジカについて、捕獲計画を策定するとともに、効果的なシカ捕獲を新たに実施する。

- (1) 保護管理計画検証のための検討会の開催
- (2) クマ、イノシシ等特定鳥獣生息状況調査
- (3) カワウ生息実態調査(H29より別事業で実施)
- (4) ツキノワグマ対策
 - ・ツキノワグマ追跡調査員の配置
 - ・学習放獣の実施、【新規】バックアップハンターの確保
 - ・遭遇回避対策(クマ対策学習会開催、追い払い体制整備等)
 - ・クマ出没対策研修会の開催
 - ・クマ出没対策・普及啓発パンフレットの作成

3 事業の現状及び課題

全国的な鳥獣被害の深刻化を踏まえ、国では平成26年度に鳥獣保護法を改正し、適切な個体数管理を図ることを目的に、積極的な捕獲対策を行うよう方針転換がなされた。それに基づき、本県においても、県東部地域において被害が深刻なニホンジカについて、重点的な捕獲対策を行うことが求められている。

- (1) イノシシ・ニホンジカ
 - イノシシによる農林作物被害を減少させるためには、物理的な被害防止対策を行うとともにイノシシを捕獲し、個体数を減少させることが必要。
 - ニホンジカについても個体数が増加し、特に県東部地域、中でも国定公園氷ノ

山内では希少植物などに食害が発生し、生態系被害が深刻化してきている。
○しかし、野生鳥獣を捕獲することができる狩猟者数は昭和55年時点の約4割に減少し、60歳以上が69%と高齢化が著しく捕獲の担い手が不足。

(2) ツキノワグマ

○県東部中心に生息する中国地域のツキノワグマの生息数は、氷ノ山山系を中心にH27末時点で654頭前後と推定され、「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されており、絶滅が危惧されたことから、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定しツキノワグマの保護を図ってきた。

○その結果、個体数は増加傾向、分布は拡大傾向を示すなど、個体群の回復が見られるが、クマに対する心理的な恐怖感と農作物への被害などから駆除要望が強い。絶滅が危惧されていることから個体数の増減を的確に把握し、慎重に保護管理する必要がある。

(3) カワウ

○近年、内水面漁業関係者から被害対策の要望が寄せられ、環境への影響も懸念される中、県内で新たな繁殖地も確認されている。対策を行う上で基礎情報となる県内での生息実態、水産被害額等を把握していくことが必要となっている。
(H29カワウ被害緊急対策事業により対応予定)

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
- 4-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

06 鳥獣保護及び適正狩猟推進事業

施策

1 事業の目的

人と野生鳥獣の棲み分けによる共存を目指し、鳥獣保護管理法に基づき野生鳥獣の保護を図るとともに、適正な狩猟を推進する。

2 事業の内容

- (1) 狩猟免許試験及び狩猟免許更新講習会の実施
- (2) 狩猟者登録事務の実施
- (3) 狩猟取り締まりの実施、違反行為への対応
- (4) 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等の指定、設置した標識の管理

3 事業の現状及び課題

野生鳥獣と人間社会との軋轢や希少野生動物保護の問題を背景に、種の保護管理の一端を担う捕獲者の養成を図る観点からも、狩猟制度の適切な管理・運営を行う必要性は高く、高齢化などに伴う狩猟者確保も含め、継続して対策を行っていく必要がある。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

07 鳥獣捕獲者確保環境整備事業

施策

1 事業の目的

中山間地域における有害鳥獣の被害は深刻であるが、現場の対策を担う狩猟者は高齢化等により減少しており、特にイノシシ・ニホンジカの捕獲に有効な銃猟者の確保が喫緊の課題となっている。このため、資格取得の支援や銃猟者の射撃練習・技能講習等に係る負担を軽減するための環境整備を行うことで、地域における野生鳥獣の適切な保護管理を進め、人と自然が共生する地域を目指す。

2 事業の内容

- (1) 有害鳥獣捕獲等を担う狩猟免許者の育成、確保、狩猟者の養成(県猟友会に委託して実施)
 - ・狩猟免許取得のための事前講習会
 - ・大口徑ライフル技能講習受験のための事前講習会
 - ・若手銃猟者の育成確保に係る実猟・実技講座の実施・安全な捕獲を行うための猟具の取扱い講習会の実施
 - ・散弾銃射撃技能向上対策(射撃大会)の実施
 - ・大口徑ライフル銃等射撃技能向上対策(射撃大会)の実施(平成29年度新規)
 - ・獣肉処理・加工衛生講習会等
- (2) 銃猟者の技術向上や経費負担の軽減を図ための支援
 - ・射撃練習奨励補助金(県1/3、市町村1/3)
 - ・散弾銃技能講習受講経費支援(県1/2、市町村1/2)
 - ・ガハントハンター養成経費支援(県1/3、市町村1/3)
 - ・大口徑ライフル技能講習のための県外射撃場への旅費支援(@5,000円/人)

3 事業の現状及び課題

- クマ、イノシシ及びニホンジカ等の野生鳥獣による人身・農林被害は拡大しており、銃猟者の確保は喫緊の課題である。
 - ・中山間地域の過疎化・高齢化により耕作放棄地や手入れがなされない森林が増加し、地域の人々の生活や生産活動によって育まれてきた自然環境や里山環境が失われつつある。
 - ・狩猟者が減少・高齢化し、野生鳥獣への捕獲圧が低下した結果、野生鳥獣の個体数が増加。
- 猟銃を所持するための環境が悪化し、銃猟者の減少に拍車の掛かることが懸念されている中、資格取得から技能向上や負担軽減に至るまで一連の支援を実施していることにより、若手狩猟者は増加傾向にあるとともに、関係市町と連携の上、鳥取クレー射撃場の再開整備費を支援(平成26年度6月補正予算、平成27年度9月補正予算、平成27年度2月補正予算で措置し、平成28年9月にオープンするなど体制整備を図っているところ。
- 一方、銃猟者確保対策として有効な大口徑ライフル射撃場の県内整備については、射撃場整備の在り方検討会等で関係機関と協議を進めてきたが、需要見極めのために平成29年度に大口徑ライフル銃等射撃技能向上対策(射撃大会)の開催し整備の可否の一つの判断材料とする予定である。今後、需要状況を踏まえて費用対効果や整備主体と関係自治体等の負担のあり方、管理方式や資格者の確保などについて引き続き議論していく必要がある。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

08 野生動物ふれあい推進事業

施策

1 事業の目的

人と野生鳥獣の棲み分けによる自然との共生を目指し、野生動物とのふれあいを推進する。

2 事業の内容

- (1) 傷病鳥獣の救護
- (2) 愛鳥モデル校の指定・育成
- (3) 愛鳥ポスター・巣箱コンクールの開催
- (4) 鳥獣保護区等での生息状況、渡り鳥の渡来状況、オシドリ等生息状況等を把握するため、調査を実施

3 事業の現状及び課題

- 傷病鳥獣の救護活動を通じ、絶滅危惧種等を含む鳥獣の野生復帰を図り、種の保全や、環境のモニタリングに役立てるとともに、愛鳥活動を通じた若い世代への自然保護意識の普及など、自然との共生を目指した取組は着実に進んでいる。
- 一方で、近年全国的な発生が見られる高病原性鳥インフルエンザといった新たな問題もあり、野鳥を始めとする野生動物との接し方等について、継続して住民への周知を図っていく必要がある。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより

「愛鳥週間ポスターコンクール」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/100994.htm>

「愛鳥モデル校」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97063>

「野生鳥獣の救護」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/209479.htm>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

09 大山オオタカの森保全事業

施策

1 事業の目的

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承することを目的として、森林整備を実施してオオタカの営巣に適する環境を作る。

2 事業の内容

- (1) 営巣環境整備事業
 - ア 老齢アカマツ林の更新伐採(天然下種更新)
 - イ マツクイムシ被害拡大防止のため森内の被害木を駆除
 - ウ 26年度、27年度実施したアカマツ林更新伐採地の下草刈り
- (2) 下草刈り等管理業務
 - ア 観察路等の草刈
 - イ 標識・看板等の点検清掃
- (3) オオタカの森保護員の会及び連絡調整会の実施
 - ア 保護委員の会 巡視、啓発活動、生息調査等を実施
 - イ 連絡調整会 オオタカの森保護員や地元関係者等で当該森の管理や運営方法等を協議

3 事業の現状及び課題

平成13年に県が土地を取得後、条例の設置、観察路等の整備を行い、平成18年から計画的にオオタカの営巣環境に適した森林整備を継続実施している。
希少な野生生物の生息に配慮した森林管理(整備と調査)を実施している事例は全国にも少なく先進的。今後の計画的循環管理に期待される。

連絡先

西部総合事務所 生活環境局 生活安全課
動物・自然公園担当 電話0859-31-9320

参考URL

鳥取県西部総合事務所生活環境局のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=6128>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
- 4-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

10 高病原性鳥インフルエンザ等対策事業

施策

1 事業の目的

近年、全国・世界各国において感染が確認されている高病原性鳥インフルエンザ対策として、県内及び全国の野鳥の死亡状況など情報を的確に把握し、発生時の迅速な対応に繋げる。

2 事業の内容

各生活環境事務所、総合事務所において、定期的に県内の主要地域における野鳥の監視調査を実施し、必要に応じて死亡野鳥に係るウイルスの保有状況調査を行う。

また、県内又は近隣県において発生が確認された場合は、環境省が設定する区域内における野鳥の重点的な監視活動を行うとともに、関係課による連絡会議を開催し、対応策に関する情報共有を図る。

3 事業の現状及び課題

平成28年冬～平成29年春シーズンにおいて、鳥取市及び米子市で野鳥の糞便等からウイルスが検出されるとともに、全国各地においてもウイルスが検出され、平常時から野鳥監視体制の充実を図っていく必要がある。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ

<http://www.pref.tottori.lg.jp/126963.htm>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

11 ニホンジカ捕獲強化体制推進事業

施策

1 事業の目的

県内東部地域でニホンジカによる農林業及び生態系被害が深刻化していることから「指定管理鳥獣捕獲等事業」による捕獲強化に引き続き努めるとともに、狩猟免許取得に係る経費の支援及び狩猟に関する様々な知識や技術を習得できるによる捕獲体制の充実、ハンター養成スクールによる捕獲者の技能向上を図る。

2 事業の内容

(1) 指定管理鳥獣(ニホンジカ)捕獲等事業

県東部を中心に近年急激に増加し、農林業被害のみならず、生態系被害やSFTS等ダニを媒介にした健康被害が懸念されるニホンジカについて、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく指定管理事業実施計画を策定し、ニホンジカの捕獲事業を行い県森林環境の保全と農林業被害の軽減を図る。

○調査事業

森林環境破壊、土砂流出、感染症の媒介を行うニホンジカについて、計画策定調査及び計画策定、効果検証を行う。

○捕獲事業(H29は事業区域を県東部・中部から西部へ拡大予定)

※捕獲頭数:1,500頭相当

策定する指定管理鳥獣捕獲等実施計画に基づきニホンジカの捕獲を行う。

(2) ニホンジカ奥山広域捕獲体制整備事業

ニホンジカは県境を越えて行き来し奥山が主な生息域。里部のみでなく奥山・県境域での隣接県と連携した捕獲体制を整備することにより、10月の捕獲強化月間や指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲を推進する。

○奥山捕獲効率アップ手法検証事業

氷ノ山山系の地形条件等を踏まえ、奥山でのニホンジカの捕獲効率を高めるため、既に試験研究中の兵庫県と連携し、効果的な捕獲手法を実証・検討する。

○3県広域連携捕獲実践会議

県境を跨いだニホンジカの広域捕獲を相互に強化するため、合同捕獲日の設定や共同捕獲の具体的な手法・体制等を、鳥取県・兵庫県・岡山県の狩猟団体・県・市町村等で協議する。

・広域連携捕獲の実施協議、区域設定、現地見学等

・捕獲手法の選定、体制整備の検討

(3) 若手猟師参入促進補助金

、網猟、わな猟の免許取得年齢が引き下げられ、捕獲事業の制度も拡充されたが、若年層では狩猟を始める経費が、狩猟への新規参入の障害となっている。

また、狩猟免許取得しても狩猟者登録を受けない20～40代の者が相当数となっているから、狩猟免許を取得制限年齢に達した者が狩猟免許を取得狩猟登録する手数料等について支援する(1回限り)補助金を要求。

○対象年齢:18～49歳

○対象人数:149人

【内訳】・第一種銃猟:10人

・わな猟:124人

・第一種銃猟及びわな猟:15人

(4) ハンター養成スクール運営事業(新規)

有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業の担い手として、社会貢献活動の意欲を持った、新たなハンターの確保と育成を図るため、「ハンター養成スクール」を開講し、野生鳥獣と共生するための地域・環境づくりを推進する。

○業務委託先:一般社団法人鳥取県猟友会

- 募集定員:20人程度
- 参加資格
 - ・18歳からおおむね49歳までの者
 - ・わな猟、第一種銃猟の免許取得者
 - ・実地研修までに銃所持許可取得が可能な者

(5)ハンター駆け込みコーチング事業

ハンター養成スクール卒業生及び希望者に対し、マンツーマン指導でフォローアップするための、ベテラン狩猟者とのマッチングを兼ねたチューター制度の創設。ベテランハンターとやる気のあるハンター双方向のコミュニケーションにより、広い視点を持つ自ら成長するハンターを養成。

- 業務委託先:一般社団法人鳥取県猟友会
- 定員:20人程度
- 内容:ベテラン猟師による2回/人程度の対面指導
 - ・銃器・わな等の猟具、捕獲方法の相談
 - ・実猟や有害駆除活動における現場指導

3 事業の現状及び課題

平成27年度から「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施、「若手猟師参入参入促進補助金」を創設。平成28年度からハンター養成スクールを開校、ニホンジカ奥山捕獲効率アップ手法検証事業を実施。平成29年度からハンター駆け込みコーチング事業の実施を予定しているが、事業執行が確実なものとなるよう連絡・調整及び進捗管理に努める。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

12 集落型里山林整備事業

施策

1 事業の目的

放置され荒廃した里山の公益的機能や景観を向上させるため、集落等が主体となって取組を行い、里山林の環境整備を図る。

2 事業の内容

- 1 集落型里山林整備事業
(1) 鎮守の森等整備事業(修景林整備事業)
・景観向上のための花木、果樹、紅葉する木の植栽、広葉樹林内の整備等)
(2) 集落周辺整備事業
・簡易施設(展望台、木製ベンチ、木製標識の設置等)
・作業道の整備(散策路、歩道等)
(3) 鳥獣防止緩衝帯整備事業
・森林内における刈り払い、除伐等
(4) 里山復活対策事業
・防竹帯の整備
・里山資源活用推進(竹等の利活用に必要な薪割機、炭窯等の整備)
・ナラ枯れ対策(集落等参加の防除活動)
2 森林・山村多面的機能発揮対策
3 森林・山村多面的機能発揮対策推進事業

3 事業の現状及び課題

中山間地域の過疎化・高齢化などにより耕作放棄地や手入れがなされない森林が増加し、地域の人々の生活や生産活動によって育まれてきた自然環境や里山環境が失われつつあるため、以下の問題が発生している。

- ア 植物の生息・生育環境の質の低下: 里地里山の環境に依存する動植物種の衰退・喪失
イ 人と野生鳥獣の軋轢の深刻化: クマの大量出没、イノシシやニホンジカによる鳥獣被害の発生
ウ 景観や国土保全機能の低下: 耕作放棄、ナラ枯れ、竹林拡大による生物多様性や公益的機能の低下
エ 管理の担い手の活力低下: 人口の減少や高齢化による管理者の不足

このため、集落周辺森林の継続的維持管理や里山林の再生などの地域特有の生物多様性を保全する取組を進め、地域における自然環境意識の醸成等を図る必要がある。

連絡先

農林水産部 森林づくり推進課 電話0857-26-7335

参考URL

鳥取県森林・林業振興局のwebサイトより
「集落型里山林整備事業」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/171860.htm>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進

01 中海水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

平成26年度に策定した第6期湖沼水質保全計画に基づき水質浄化対策を総合的に推進し、中海の水質浄化を図る。

2 事業の内容

- (1) 中海会議(鳥取・島根両県及び中海周辺4市及び国土交通省)における一層の水質改善のための方策の検討
- (2) 中海水質汚濁防止対策協議会(鳥取・島根両県及び中海周辺4市)の運営
- (3) 汚濁機構の解明につながるモニタリングのあり方を検討するため、H27年度に両県及び国土交通省で設置したワーキンググループにおいて、各種水質データ等の分析及び評価を行う。(島根県との連携事業)
- (4) 窪地が水質に与える影響を見極めるため、必要な調査等を行う。(島根県との連携事業)
- (5) 米子湾における効果的な水質浄化対策を検討するため、米子湾の水質浄化実証実験に取り組む大学等を支援する。
- (6) 持続的な水質浄化の仕組みづくりとして、海藻刈りによる栄養塩循環システム構築に取り組む事業者を支援する。
- (7) 中海への流入負荷量及び施策効果を把握するため、加茂川の水質調査を実施する。
- (8) COD等の科学的な指標以外のわかりやすい補助指標として活用するため、県民モニターの五感(見る・聞く・触れる・臭う・味わう)による調査及び評価を行う。
- (9) 水環境への関心・理解を深め、水質浄化活動の更なる発展を図るため、地域住民が行う身近な河川の水質調査を支援する。
- (10) 環境にやさしい農業の推進に関する普及・啓発に取り組む。

3 事業の現状及び課題

鳥取県及び島根県では、中海の水質保全のため、平成元年度以降、下水道の整備等の各種水質保全施策をとりまとめた「中海に係る湖沼水質保全計画」を策定し、関係機関、関係市町、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進しているが、未だ湖沼環境基準の達成には至っていない。

平成26年度に第6期計画(平成26～30年度)を策定して引き続き水質保全施策の推進を図るとともに中海会議等で検討される水質改善方策についても取り組んでいく。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進

02 湖山池水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

湖山池に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、湖山池の水質保全を図る。

2 事業の内容

湖山池の水質保全のため、平成3年度以降、下水道の整備等の各種水質保全施策をとりまとめた「湖山池水質管理計画」を策定し、鳥取市、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

平成22年度には、鳥取県と鳥取市で「湖山池会議」を設置して、湖山池の将来の望ましい姿(将来ビジョン)の検討を重ね、平成24年1月に「湖山池将来ビジョン」を策定した。この将来ビジョンに基づいて、汽水湖化の取り組みを平成23年3月にスタートさせたが、ヒシやアオコの発生を抑制できた反面、淡水動植物の減少等の新たな課題も発生してきた。

これらの課題解決や一層の水質改善には、行政のみだけでなく、地域住民の理解と参加が不可欠となることから、これら取組を総合的に進める計画として平成25年5月に将来ビジョン推進計画(第3期水質管理計画)を定め、これに基づき施策を推進している。

3 事業の現状及び課題

- ・鳥取県、鳥取市の協働設置の「湖山池会議」による各種湖山池浄化への取組の推進。
- ・将来ビジョン推進計画(=第3期水質管理計画)に基づく各種施策の取組促進。
- ・平成24年、25年度は将来ビジョンに定めた塩分管理を超過した状況であったが、平成26年以降は水質モニタリングに基づいた水門管理等の実施により、2,000~5,000ミリグラム/リットルの塩分濃度(=塩化物イオン濃度として)での管理が可能となった。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20349>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進

03 湖山池汽水化対策事業

施策

1 事業の目的

湖山池は、平成24年1月に鳥取県及び鳥取市で策定した「湖山池将来ビジョン」に基づき汽水湖化することにより再生を目指す。

<湖山池将来ビジョン>

(基本理念)

・『恵み豊かで、親しみのもてる湖山池』を目指して

(目指す姿)

・良好な水質、豊かな生態系、暮らしに息づく池(利活用の推進)

(目標塩分濃度)

・東郷池程度(2,000～5,000ミリグラム/リットル)

2 事業の内容

塩分濃度を目標の範囲内で管理するため、夜間を含めたきめ細やかな水門操作、水門操作方法の工夫を行う。

3 事業の現状及び課題

夏場の高潮位及び小雨等により水門操作を工夫しているものの、塩分濃度が急上昇することがある。また、湖山池周辺を回遊する魚等が貧酸素により斃死するなど、高塩分化や貧酸素への対応が求められている。

平成28年度は、きめ細やかな水門操作を行うことにより、「湖山池将来ビジョン」で定めている塩分濃度の範囲内で概ね維持することが出来た。

また、平成29年5月には、長寿命化に併せ、より塩分濃度を抑え、酸素を確保できる水門が完成するため、操作にあたっては水質等の変化を注視し、効果検証を行いながらきめ細やかな操作が必要となる。

連絡先

県土整備部河川課企画担当 喜入 電話:0857-26-7374

参考URL

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進

04 湖山池漁場環境回復試験

施策

1 事業の目的

「湖山池将来ビジョン」に基づく塩分導入が、湖内の魚介類へ与える影響および水質の変化を把握するとともに、重要魚種の資源状況把握及び水産振興策としてのシジミ増殖策を検討する。

2 事業の内容

- (1) 水門開放影響調査
○資源変動調査…小型定置網などにより魚類相、分布量の変動を把握する。
- (2) ヤマトシジミ増殖試験
シジミ漁を安定的に継続するため、シジミの資源量把握、最適な漁獲量等の検討を行う。
- (3) 簡易覆砂試験
安価な手法により行った覆砂の漁場改善効果を把握する。

3 事業の現状及び課題

(1) 水門開放影響調査

<現状>

平成25年の魚介類大量死の影響で平成26年以降、魚介類の種類数が減少したが、その後は種類数がやや回復している。

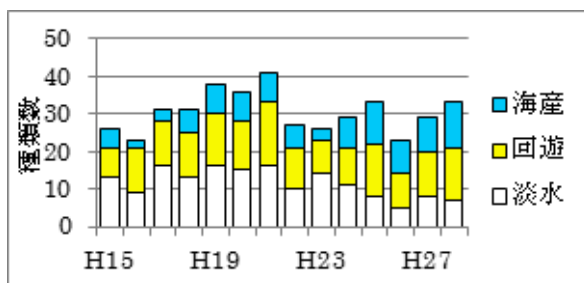


図 全漁法で採捕された魚介類の種類数(1~12月)

主な漁獲対象種であるシラウオ・ワカサギ・テナガエビの資源量は塩分導入以前から低水準が続いている。

<課題>

水門開放が湖内の魚介類へ与える影響については、調査を継続し、湖内環境が安定してから評価する必要がある。

(2) ヤマトシジミ増殖試験

<現状>

本試験によりシジミ資源が創出され、平成26年6月からシジミの試験操業が開始された。漁獲量は平成26年が21ト、平成27年が34トと順調に増えていたが、平成28年には10トに減少した。



図 湖山池産シジミ

<課題>

ヤマトシジミ漁を継続するにあたり、乱獲を防ぎ安定して漁獲できる量を試算する必要がある。

(3)簡易覆砂試験

<現状>

覆砂により底質環境の改善が図られた。

<課題>

覆砂の効果持続期間を明らかにする必要がある。

連絡先

栽培漁業センター増殖推進室 電話0858-34-3321

参考URL

鳥取県栽培漁業センターのwebサイトより
「栽培漁業センター」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154053>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進

05 湖山池の汚濁機構解明

施策

1 事業の目的

湖山池の水質汚濁の要因を分析し、汚濁機構原因の究明を目指すとともに、本湖で問題となっている有害プランクトンの増殖特性の把握を目指す。これらを通して、「湖山池将来ビジョン」の達成に向けた今後の湖沼管理に関する施策に資する。

2 事業の内容

区分	事業内容
28年度	○水質モニタリング(DO、塩分等) ○底泥の溶出試験 ○赤潮モニタリング(検鏡、遺伝子同定) ○カラスガイ再生産技術の確立 ○淡水ビオトープ造成のための水質把握 ○長期生物モニタリング
29年度	○水質モニタリング(DO、塩分等) ○底泥の溶出試験 ○底泥の酸素消費速度試験 ○水質汚濁の要因分析 ○赤潮モニタリング(検鏡、遺伝子同定) ○有害プランクトンの増殖特性の検討
30年度	○水質モニタリング(DO、塩分等) ○底泥の溶出試験 ○底泥の酸素消費速度試験 ○水質汚濁の要因分析 ○赤潮モニタリング(検鏡、遺伝子同定) ○有害プランクトンの増殖特性の検討

3 事業の現状及び課題

再汽水化から4年半が経過したが、水質は未だ安定しておらず、環境基準は未達成の状況であり、汚濁原因の究明に取り組む必要がある。また、新たに有害プランクトンの発生が問題となっており、対策を講じるために、その増殖特性の把握が求められている。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進

06 東郷池水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

東郷池に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、東郷池の水質保全を図る。

2 事業の内容

東郷池の水質保全を図るため、従来から下水道、農業集落排水施設の整備などの種々の対策を講じ、東郷池への汚濁負荷削減を図ってきた。

平成18年度に、湖内直接浄化対策や農地からの流入汚濁抑制対策等の各種水質保全施策をとりまとめた「東郷池水質管理計画」を策定し、湯梨浜町、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

平成29年度からは、第2期東郷池水質管理計画となる「みんなで取り組む 水環境保全プログラム」に基づき、地域住民等と協働し各種取組を実施し水質管理を行っていく。

3 事業の現状及び課題

- ・第2期「東郷池水質管理計画」(平成28～37年度)の実施
- ・湯梨浜町との連携事業の推進
- ・環境にやさしい農業推進に関する普及・啓発の取組

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=2022>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進

07 東郷池ヤマトシジミ資源回復試験

施策

1 事業の目的

- 1.東郷池における改訂版「ヤマトシジミ増殖のための橋津川水門操作マニュアル」の効果検証
- 2.資源状況に応じた最大有効漁獲量の指標づくり

を目的とした試験を行う。

2 事業の内容

研究項目	年度	内容	担当
改訂版「ヤマトシジミ増殖のための橋津川水門操作マニュアル」の効果検証	H29～31	・水門操作 ・池内3定点で水質連続観測 ・水門操作マニュアル検証	東郷湖漁協 栽培セ・漁協 栽培セ・鳥大工 学部、衛環研
資源状況に応じた最大有効漁獲量の指標づくり	H29～31	・単位時間あたり漁獲量、漁獲実態、出荷実態の把握、資源量の把握、再生産状況の把握 ・指標の作成	栽培セ・漁協

3 事業の現状及び課題

【改訂版「ヤマトシジミ増殖のための橋津川水門操作マニュアル」の効果検証】

<現状>

- ・東郷池では、平成13年以降に激減したヤマトシジミ資源を復活させるため、県栽培漁業センターが平成15年度まで行った試験結果に基づき、平成16年度に「シジミ増殖のための水門操作マニュアル」を提示。その後、シジミ資源は急激に回復(約2億円/年)。
- ・東郷湖漁協では、マニュアルに基づく水門操作を続けてきたが、近年、高潮位による操作不能や夏期の貧酸素等の頻発によりシジミの大量斃死が頻発。再び不漁に陥った。
- ・平成26年度から、稚貝を大量発生させ、かつ漁場で貧酸素を発生させない水門操作手法について調査を開始した。
- ・平成29年度に改訂版として「シジミ増殖のための水門操作マニュアル」をとりまとめた。

<課題>

改訂版「シジミ増殖のための水門操作マニュアル」の効果を検証する必要がある。

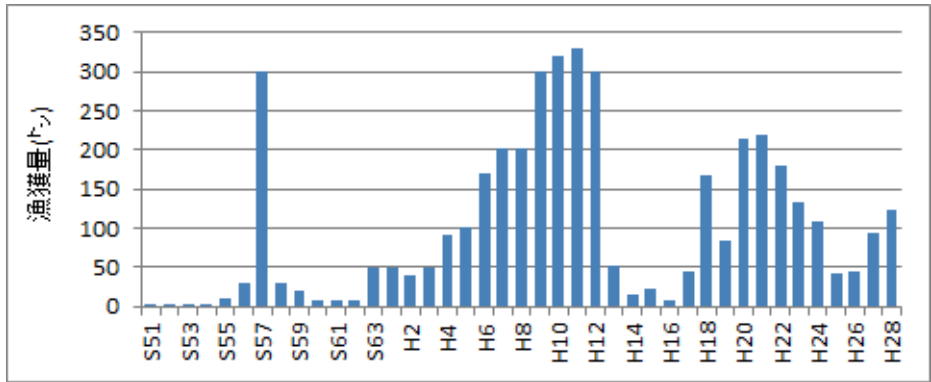
【資源状況に応じた最大有効漁獲量の指標づくり】

<現状>

東郷池シジミ資源には、地域資源として大きなポテンシャル(他産地にない大粒・高品質・漁獲量のさらなる増大など)があり、資源回復により、地域ブランドの創出や地域の活性化の素材として有効。

<課題>

シジミの資源量・成長量を把握し、持続的に可能な漁獲量を算出する必要がある。



漁獲量：平成27年 122.5トン（平成26年 94.5トン）

※

連絡先

鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室 電話：0858-34-3321

参考URL

鳥取県栽培漁業センターのwebサイトより
「栽培漁業センター」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154053>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進

08 工学的手法を取り入れた湖沼の環境モニタリング技術の開発

施策

1 事業の目的

本事業では、湖沼水質の常時監視システムに必要となる安価なセンサーの開発並びに実証試験を行い、現在より効率的な湖沼のモニタリング技術を習得することを目指す。

2 事業の内容

区分	事業内容
平成28年度	○水質センサーの開発並びに実証試験
平成29年度	○水質センサーの小型化の検討 ○水質センサーの筐体への組み込み方法の検討 ○センサーネットワークの構築の検討
平成30年度	○各種センサーの筐体への組み込み ○センサーネットワークの実証試験及び実用化に向けた検討

3 事業の現状及び課題

県内湖沼においては、広範囲の水質分布情報の把握とモニタリングの高頻度化に対する行政や住民などからのニーズが年々高まっている。一方で、従来の水質モニタリング手法のままでは多くの人手と時間が必要になるため、現状ではそれらのニーズに応えることが非常に困難である。この課題を解決するため、現在よりも効率的なモニタリング手法を構築し、実際のモニタリングに活用することを目指した研究が必要となる。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進

09 水環境における希少動植物の保全に向けた研究

施策

1 事業の目的

特定希少野生動植物のカラスガイと、東郷池で復活が望まれているセキシウモ(水生植物)の再生手法を確立し、湖沼の希少動植物の保全に係る施策に資する。

2 事業の内容

区分	事業内容
29年度	○カラスガイ ・稚貝の中間育成及び定着技術の確立 ・放流検討中の淡水ビオトープ環境モニタリング ・環境DNA技術を利用したモニタリング手法の開発 ○セキシウモ ・種子の発芽条件の検討 ・塩分耐性の検討 ・中間育成及び植生調査 ・移植場所の生育モニタリング
30年度	○カラスガイ ・稚貝の中間育成及び定着技術の確立 ・淡水ビオトープへの放流 ・生息モニタリング(目視・環境DNA) ・県内湖沼・河川のモニタリング(環境DNA) ○セキシウモ ・中間育成及び植生調査 ・移植場所の生育モニタリング

3 事業の現状及び課題

湖山池ではカラスガイの保全、東郷池ではセキシウモ(水生植物)の再生に取り組んでいるが、その手法の確立及び継続的なモニタリングが課題となっている。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進

10 ラムサール条約推進事業

施策

1 事業の目的

我が国最大の汽水域である中海・宍道湖は、淡水化事業の中止後、ラムサール条約湿地に登録(平成17年11月8日)された。平成22年にラムサール条約湿地登録5周年を迎え、両県知事が中海を両県共有の貴重な財産として、次代に引き継ぐ協定を締結した。

本事業は、関係自治体・NPO・地域住民等が参加し、条約の趣旨である「環境保全」や「賢明な利用(ワイズユース)」の「しくみづくり」について、交流・学習・普及啓発に取り組むことにより、意識のさらなる高揚を図り、豊かな恵みを次世代へ引き継ぐことを目的とする。

2 事業の内容

(1) ワイズユース推進事業

○H17年度に中海・宍道湖がラムサール条約に登録され、環境が改善され、またシンポジウムなどを通し継続的に普及啓発を実施し、ワイズユースと言う考え方が定着し始め、ワイズユースを実施出来る素地が出来上がったことから、ワイズユースの推進を行う。

(ちゅうしこくブロックサイクリング中海バイク&ラン、ラムサールシンポジウム)

(2) 中海・宍道湖一斉清掃(6月の第2日曜日に開催)

○平成18年度から、両県関係自治体が連携実施

○平成29年度は安来市をメイン会場に、両県合同の開始式を行う

(平成18年度:松江市、平成19年度:米子市、平成20年度:安来市、平成21年度:境港市、平成22年度:東出雲町、平成23年度:松江市、平成24年度:米子市、平成25年度:安来市、平成26年度:境港市、平成27年度:松江市、平成28年度:米子市)

3 事業の現状及び課題

鳥取県と島根県にまたがる中海は、平成17年11月に国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録され、その趣旨である「自然環境の保全」と「賢明な利用(ワイズユース)」を推進していくことが、求められている。

◎中海の賢明な利用とは

「中海」の生態系がもつ特徴をこわさない方法で、「中海」の与えてくれる恵みを将来の世代に引き継ぐよう持続的に活用して行くことであり、漁業資源の利用、スポーツ利用、観光利用、周辺農地の利用、環境教育の場としての利用等を含む。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7870

参考URL

鳥取県生活環境部のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45826>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

01 多面的機能支払交付金事業(農地維持支払)

施策

1 事業の目的

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動・農業生産活動の継続、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する。

2 事業の内容

農業者等で構成される組織による地域資源(農地、水路、農道等)の維持・保全や多面的機能を維持する活動に対して活動経費を助成

3 事業の現状及び課題

(1)これまで、農家が共同活動により行ってきた農地・農業用水等の資源の保全管理については、
ア 農家の減少や高齢化等の進展により、保全管理の体制が危機的な状況になりつつある。
イ 加えて、産業施策として推進中の担い手の育成の進展のためには、人手のかかるこれら資源の保全管理がネックとならないようにする必要がある。

(2)地域農業を持続・発展させるためには、担い手だけでなく、地域住民全体の理解と協力を得て、このような資源の保全管理の活動を永続させることが不可欠。

(3)平成25年度までは、「農地・水保全管理支払交付金事業」として実施していたが、平成26年度から国の新たな農業・農村施策の4つの改革の一つとして、多面的機能支払(農地維持支払、資源向上支払)が創設され、取組みの拡大を推進。

(4)平成27年度から多面的機能支払は日本型直接支払制度のひとつとして法律に基づく安定した制度となることから、多面的機能が今後も適切に実施されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押しする必要がある。

【実施市町村】

平成28年度 753地区(鳥取市他17)で実施。(農振農用地面積に対する割合48%)
※多面的機能支払交付金事業(農地維持支払)

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより
「多面的機能支払交付金」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/237318.htm>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
- 4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

02 ため池等整備事業

施策

1 事業の目的

老朽化の進んだ農業用ため池の改修整備を行い、継続して営農に使用できるようにするとともに大雨等による決壊等を未然に防ぎ、周辺地域の浸水被害を防止する。

2 事業の内容

- ため池整備工事
 - 災害発生のおそれがあるため池の整備
 - ア 堤体の改修
 - イ 洪水吐の改修
 - ウ 取水施設の改修

3 事業の現状及び課題

- 取り組み状況
 - 【平成29年度】
 - 県営8地区で実施予定(鳥取市、八頭町、倉吉市、琴浦町)

連絡先

農林水産部農地・水保全課 水資源・防災担当 電話0857-26-7323

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより
「ため池整備事業」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/41394.htm>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

03 有機・特別栽培農産物等総合支援事業

施策

1 事業の目的

有機・特別栽培農産物の生産を推進するため、「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」(平成19年12月策定)に基づき、栽培技術の体系化を図るとともに、研修会等を開催し生産者の育成強化を図る。また、消費者に向けて生産者の取組や制度等を積極的にPR。

平成23年度に「鳥取県有機・特裁推進計画」を見直し、平成30年度末の施策目標を有機・特裁面積1,500ヘクタールに設定。

2 事業の内容

- (1) 認定・認証業務
 - ・有機農産物等の認定・特別栽培農産物の認証業務
- (2) 技術の開発と普及
 - ・有機・特裁優良事例集の作成(水稻版を平成28年度発行予定)
 - ・有機・特裁農業推進塾の開催(年3回)
 - ・地域研究会の開催(各地方事務所主催、年5回程度)
 - ・有機・特裁生産技術支援事業
- (3) 栽培から販売までの一体的支援
 - ・グループ活動支援事業
- (4) 販路開拓・消費者連携
 - ・消費者交流・マッチング支援事業
 - ・有機・特裁推進サポーター事業
- (5) 事業評価
 - ・有機・特裁推進協議会の開催

3 事業の現状及び課題

- (1) 現状
 - ・県内特別栽培農産物栽培面積: 1,333ヘクタール(平成27年度末現在)
 - ・県内有機農産物認定面積(県外認定含む): 45ヘクタール(平成27年度末現在)
- (2) 課題
 - ・栽培技術が体系化されておらず、販路開拓も生産者自ら行う必要があるため、新規取組者が増加しにくい。
 - ・栽培技術について、個別の優良技術はあるものの、播種又は定植から収穫まで体系化した事例は少ない。水稻の技術体系化は農業試験場で実証試験中。
 - ・認証制度や栽培管理の難しさが、消費者(特に県内)へ十分に伝わっていない。

連絡先

農林水産部 農業振興戦略監 生産振興課 生産環境担当 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより

「有機農産物・特別栽培農産物に関すること、農薬の適正使用に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

04 有機農業教育

施策

1 事業の目的

有機農業について学びたい学生や研修生のニーズに応えるため、有機栽培の制度や理論から栽培実習・販売まで一貫した教育を行うことにより、次代の農業を担う人材の育成を図る。

2 事業の内容

区分	事業内容
有機農業の講義	(1)有機農業に関する制度と現状、技術的理論、事例研究等の講義を実施する(講義:環境保全と農林業)。 (2)有機農業実践者を外部講師として特別講義を実施する。 (3)有機農業実践者の圃場での現地実習を実施する。
有機農業の栽培実習	(1)作物コースでは有機専用の水田を増設して栽培実習を行う。 (2)野菜コースでは有機専用ほ場における栽培管理の実習及びプロジェクト学習の実施を行う。

3 事業の現状及び課題

平成24年度

8月29日に有機農業および流通・販売の有識者による「農業大学校における有機農業教育に関する検討会」を実施した結果、(1)有機農業に関する講義の充実をはかり、(2)作物・野菜コースでの有機栽培に対応した専攻実習をすべきとの提言がり、平成25年度から栽培実習を開始することとした。

平成25年度

作物コースにおいて、チェーン除草技術の導入を行い、野菜コースでは有機専用露地ほ場における栽培実習を12品目実施した。

平成26年度

カリキュラム	実績内容
(作物科)プロジェクト学習	農薬、化学肥料不使用栽培として鳥取県特別栽培農産物の認証を3ほ場で取得した。
(野菜科)プロジェクト学習	2年生を対象に、有機栽培関連のプロジェクト学習を1課題実施した(ブロッコリーの有機栽培及び病害虫抑制)。
(野菜科)有機農業実習	1年生を対象に、有機専用圃場において根菜類、果菜類など23品目を栽培した。
(野菜科)先進地視察、現地実習	有機栽培の先進地視察(ぼかし肥料作成視察)を1回、現地実習研修を1回行った。
(研修科)オープンカレッジ	県民を対象とした聴講制度の一環として、平成27年2月に高知県「土佐自然塾」塾長山下一穂氏を講師に迎え、「有機農業という生き方ー多様な農業の共存と再生ー」という演題で講演いただいた。

平成27年度

カリキュラム	実績内容
(作物科)プロジェクト学習	農薬、化学肥料不使用栽培として鳥取県特別栽培農産物の認証を3ほ場で取得した。また2年生を対象にプロジェクト学習課題を2課題実施した(有機栽培の栽培実証、チェーン除草の効果)。
(野菜科)プロジェクト学習	2年生を対象に、有機栽培関連のプロジェクト学習を1課題実施した(ぼかし肥料の作成と肥料効果の検証)。
(野菜科)有機農業実習	1年生を対象に、有機専用圃場において根菜類、果菜類など20品目を栽培した。
(野菜科)先進地視察、現地実習	2年生を対象とした農家留学研修において、1名を県外有機農業家へ学生を派遣し、26日間実習した。
(研修科)オープンカレッジ	<p>県民を対象とした聴講制度の一環として有機栽培に関するオープンカレッジを実施した。</p> <p>平成27年10月 松下明弘氏 「ロジカルな田んぼ」 —自他ともに認める日本一の稲オタクが語る実験と実践の日々—</p> <p>平成28年2月 近藤けいこ氏 「農家の嫁から野菜500品種販売の女性起業家へ」</p>

平成28年度

カリキュラム	実績内容
(作物科)プロジェクト学習	農薬、化学肥料不使用栽培として鳥取県特別栽培農産物の認証を3ほ場で取得した。
(野菜科)有機農業実習	1年生を対象に、有機専用圃場において根菜類、果菜類など20品目を栽培した。
(野菜科)先進地視察、現地実習	2年生を対象とした農家留学研修において、2名を県外有機農業家へ学生を派遣し、26日間実習した。

連絡先

鳥取県農林水産部 農業大学校 教育研修課 電話(0858)45-2411

参考URL

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

05 農業資材適正使用推進対策事業

施策

1 事業の目的

肥料及び農薬の販売業者等に対する監視指導を行い、肥料の品質保全と適正な農薬の保管管理を図るとともに、県民への適正な使用について普及啓発を実施する。

2 事業の内容

- (1) 農薬安全使用推進対策事業(農薬取締法に基づく事務等)
- ・農薬の適正使用の指導及び啓発
 - ・農薬販売店の届出に係る事務
 - ・農薬販売店への立入検査
 - ・農薬適正使用推進研修の実施
- 農薬の販売者及び使用者に対し、農薬に関する正しい知識や関係法令の内容を周知するための研修会を開催
- (2) 肥料品質保全推進対策事業(肥料取締法に基づく事務等)
- ・肥料販売業者、特殊肥料の生産業者の届出に係る事務
 - ・普通肥料の登録に係る事務(有機質肥料等に限る)

3 事業の現状及び課題

- ・監視指導計画に基づき農薬販売店へ定期的な立入検査を実施
- ・農薬危害防止運動の実施(6月～9月)
- ・農薬適正使用推進研修会の開催を計画



連絡先

生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課 くらしの安全担当 電話:0857-26-7185

参考URL

鳥取県くらしの安心推進課のwebサイトより
「農薬・肥料」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=43260>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
- 4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

06 鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会

施策

1 事業の目的

農業農村整備事業のうち農業生産基盤整備を行う土地改良事業について、平成13年の土地改良法改正により事業実施の原則として「環境との調和に配慮すること」が位置付けられたため、自然との共生の持続性を確保するとともに、客観性と透明性を確保した仕組みを設けることを目的とする。

2 事業の内容

農業農村整備事業の実施に際し、学識経験者や農村居住者等で構成する第三者委員会(常任委員6名、非常任委員数名)を組織し、意見を聴取するための委員会を開催。

対象地区は、新規着手予定地区及び大幅な計画変更を予定している地区とし、意見交換の結果は、ホームページ上で公開。

3 事業の現状及び課題

平成28年度の実行状況 県営13地区、団体営3地区

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県のwebサイトより

「環境配慮に関する検討会」「鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/41370.htm>

「鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会」

<http://db.pref.tottori.jp/shingikai.nsf/032e6d23fd4a6335492568cb00197631/6083dad89eb5173649257c3f0021b45e?OpenDocument>

「平成25年度鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会会議録」

<http://db.pref.tottori.jp/shingikai.nsf/78cc695451e8feef492568dc000ec730/4b707d56ded84a9d49257c3f0022b88c?OpenDocument>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
- 4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

07 エコファーマーの推進

施策

1 事業の目的

堆肥による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の削減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。

2 事業の内容

エコファーマーとは「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の資料の低減を一体的に行う農業者の愛称である。環境保全型農業に取り組む農業者を支援するため、持続性の高い生産方式の計画(目標年:5年後)を立てた農業者を県が認定する。

3 事業の現状及び課題

鳥取県内のエコファーマー累積認定件数(平成28年2月末現在) 4,378件

連絡先

農林水産部 農業振興戦略監 生産振興課 生産環境係 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより
「エコファーマー」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=42492>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

08 鳥取県環境保全型農業直接支払交付金

施策

1 事業の目的

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対し、直接的な支援を行う「環境保全型農業直接支援対策」を実施している。

2 事業の内容

(1) 支援対象者

原則エコファーマー認定を受けていること及び農業環境規範に基づく点検を行っていることの要件を満たす、農業者グループ等。

※エコファーマー要件の特例措置の対象として、(1)共同販売経理を行う集落営農、(2)導入指針が定められていない主作物、(3)有機農業の取組に加え、(4)県特別栽培農産物認証等の認証を取得している者を追加。

(2) 支援対象取組及び支援水準

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減した栽培を実施した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い以下の取組。

支援対象取組	支援水準
(1)カバークロップの作付	8,000円/10アール
(2)リビングマルチ又は草生栽培の実施	8,000円/10アール
(3)冬期湛水管理	8,000円/10アール
(4)有機農業の取組	8,000円/10アール ※但し、そば等雑穀、飼料作物は 3,000円/10アール
(5)堆肥の施用	4,400円/10アール

(3) 事業実施期間

平成23年度～

3 事業の現状及び課題

環境保全型農業については、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくことが必要です。

そのためには、意欲ある農業者がより環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に、環境保全型農業の取組に対して幅広く支援を行っていくことが必要です。

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

09 農地を守る直接支払事業

施策

1 事業の目的

中山間地域における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度から全国で中山間地域等直接支払制度(県事業名:農地を守る直接支払事業)が実施されている。

2 事業の内容

中山間地域等において、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことにより、農業生産活動や多面的機能の確保を図る。

【対象地域】

- (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定されている地域(3法指定地域)
- (2) (1)以外で知事が指定した地域
 - ア 農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域
 - イ 3法指定地域に地理的に接する地域
 - ウ 農林業従事者割合、人口集中地区からの距離、人口減少率等が一定の要件を満たす地域

【対象行為】

対象地域内の農業生産条件の悪い農地について、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は認定農業者等が耕作放棄される農地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等

【実施市町村】

17市町(対象地域のない境港市及び日吉津村を除く県内全市町)において実施中

3 事業の現状及び課題

中山間地域の農業・農村地域が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能により、下流地域の都市住民を含む多くの国民の財産や豊かな暮らしが守られている。

一方、中山間地域では高齢化の進展の中で、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、多面的機能が低下し、結果的に国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されている。

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより
「中山間地域等直接支払制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/64412.htm>

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

10 とっとり環境の森づくり事業

施策

1 事業の目的

県民全体が恩恵を受け、県民共通の財産である森林の公益的機能(水資源のかん養、県土の保全等)を持続的に発揮させるため、広く薄く偏りのない森林環境保全税による県民の負担により森林の保全を行うとともに、森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図る。

2 事業の内容

(1) とっとり環境の森緊急整備事業

手入れがされず放置された奥地の水源林などを対象に、間伐や荒廃地の条件整備を行ない森林の機能回復を図る。

(2) とっとり県民参加の森づくり推進事業

集落、団体等が県内の貴重な森林を3年間以上継続して保全・整備する活動やボランティア、NPO団体等が実施する森づくりへの参加を促す森林体験企画等を支援

(3) 森林の保全・整備

ア 森林の間伐を支援(造林事業を活用し上乗せ補助を実施。保安林の場合:上乗せ補助率12%(所有者負担を2割に軽減)、普通林の場合:上乗せ補助率7%(所有者負担を2.5割に軽減))

イ 作業道の整備を支援(造林事業等を活用し上乗せ補助を実施。所有者負担を2割に軽減)

(4) 竹林対策

竹林の拡大防止及び適正管理を支援。

・竹林の伐採・植林、森林への侵入竹の駆逐を支援(所有者負担を2割に軽減)

・放置竹林の循環利用型皆伐、抜き伐り、搬出、竹林整備のための管理道及びアクセス道開設を支援

(5) 森林景観対策

景観向上のための枯損木の伐採等を支援

(6) 再造林による森林再生

モザイク林造成のための再造林を支援(造林事業等を活用し上乗せ補助を実施。上乗せ補助率12%(所有者負担を2割に軽減))

(7) 制度の普及啓発

税の仕組み、使途事業などの県民周知(各種広報)

3 事業の現状及び課題

事業の周知が進み、税収を超える実施要望があるものもあり、優先順位を付けて実施している一方で、一般への認知度はまだまだ低いとの声が依然としてあることから、情報誌等、様々な媒体で、工夫しながら更なる周知を図る必要がある。

平成29年度は、森林環境保全税適用期間の最終年度であることから、制度の見直しも併せて行っていく。

連絡先

農林水産部 森林づくり推進課 電話0857-26-7335

参考URL

鳥取県森林・林業振興局のwebサイトより

「森林環境保全税」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100906>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

11 緑・木とのふれあい体験事業

施策

1 事業の目的

県民共通の財産である森林を守り育てることの大切さを普及啓発するとともに、森林ボランティア団体等の森づくり活動を支援し、県植樹祭の開催や、とっとり花回廊いやしの森の整備など、平成25年5月に鳥取県で開催した第64回全国植樹祭の成果を後世につなげ、県民が緑と親しみ緑を育てるため自ら行動する「とっとりグリーンウェイブ」を更に拡げていく。

また、緑化に関する表彰を行い、継続した取組みを推進する。

2 事業の内容

- (1) 第62回鳥取県植樹祭
多くの県民の方々に森林づくり活動に直接参加いただき、森林の重要性をPRする第62回鳥取県植樹祭を若桜町で開催
- (2) いやしの森保育整備事業
第64回全国植樹祭の植樹会場である「いやしの森」において、大会で植えられた苗木を県民の方々と共に育成
- (3) 緑化の推進(コンクール等実施)
緑化ポスター原画コンクール等を実施し、緑化の普及・推進

3 事業の現状及び課題

森林の持つ公益的機能は県民が享受していること、その森林を守り育てることの大切さについて、植樹活動や絵画コンクール等を通じて広く県民にPRしている。「森林環境保全税」及び「とっとり共生の森」等の取組みと連携しながら、植樹活動や普及啓発を行うことにより、県民参加の森づくりに対する意識の醸成を図る必要がある。

連絡先

農林水産部 森林づくり推進課 電話0857-26-7335

参考URL

鳥取県森林・林業振興局のwebサイトより
「緑化・県民参加の森づくり」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/100544.htm>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

12 とっとり木と森の学校実践事業

施策

1 事業の目的

木の良さや、木を使って森を育てる意義を学ぶ「木育」に取り組む。

2 事業の内容

- (1) 未就学児の木育スペース「木育広場」の巡回
県内の保育所等の子育て施設に木育広場を巡回させ、未就学児が木の良さを感じる取組を支援する。
- (2) 「木育・移住定住」とっとりPRイベントの開催
(公財)東京芸術劇場が主催するイベントにあわせて、県が製作した「木育広場」を出展するとともに、県産材製品の紹介や移住定住相談コーナー、観光PRコーナー等を設け、木育を通じて移住定住や観光客誘致につなげる「木育・移住定住」とっとりPRイベントを開催する。



平成28年5月5日～8日 東京芸術劇場(東京都豊島区西池袋)で開催

- (3) 木育等推進研究会(仮称)【新規】
県内木工業界や大学、行政、デザイナー等をメンバーとする研究会を立ち上げ、産学官が連携した木育等の取組を推進するとともに、県産材を使用した新たな木製玩具等の開発と普及、さらには今後の木育等の展開方策について検討する。
- (4) 木育推進事業(実施主体:市町村、団体等 :補助率 3分の1)
事業期間 平成27年度～29年度(3年間)
- ① 木育スタート事業
市町村等が実施する新たに誕生した新生児等に県産材で作られた記念品を贈呈する取組を支援する。
- ② 木育活動支援事業
ア. 市町村等が実施する県産材で作られた玩具等を使った遊び 等を通じて木の良さを学ぶ取組を支援する。
イ. 「子育て」と「食・観光」等と連携して、広域的に木育を広める イベントに係る取組を支援する。【新規】

3 事業の現状及び課題

- ・3年間実施した木育キャラバン事業に代えて、県産材の気の良さのPRと移住定住に繋げるため、とっとりPRイベントを開催する。
また、木育の浸透を図るとともに、引き続き市町村や企業、団体等の木育の取組を

- 支援することで、木育の取組を県主導から市町村や民間の取組に広げる。
- ・智頭町では、本事業により、平成27年度から新生児に木製玩具等の記念品を贈る取組を始め、町内の保育所に木製玩具を導入した。
 - ・木育広場は、1セットは出合いの森に常設して来場者に開放し、もう1セットは県内の保育園・幼稚園等を巡回し、利活用に繋げる。

連絡先

農林水産部 森林・林業振興局林政企画課 林政企画担当 電話0857-26-7300

参考URL

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

13 とっとり共生の森支援事業

施策

1 事業の目的

企業等による環境保全活動に、県内の森林を活用していただくため、県と地元市町村が連携・協力し、森林所有者と企業等との架け橋となり、地元との調整や企業等の行う森林保全活動の支援を行う。

《 期待される効果 》

- (1) 森林の保全・整備の促進
- (2) 企業等との交流による地域の活性化と県民の森林に対する理解の促進
- (3) それぞれの企業等にとっての目的の達成(水資源の確保、二酸化炭素の削減、職員研修)

2 事業の内容

- (1) 制度、実績等を企業や県民に広く情報発信
 - ・ホームページ、パンフレット、展示パネルなどによるPR
- (2) 企業等の参画促進と森林保全活動への支援
 - ・企業へのPR活動
 - ・保全活動の計画、実施に対する支援
- (3) 県民参画型の活動の推進(とっとり共生の森サポーターとのマッチング)
- (4) 参画企業等による意見交換会

3 事業の現状及び課題

県内外の企業・団体18社が参画し、22箇所の森林において保全活動を実施。制度創設から10年が経過し、協定満了に伴い活動を終了する参画企業等もあることから、制度参画の継続、新たな取り組み先の掘り起こしが必要。
また、平成25年5月26日に鳥取県で開催された「第64回全国植樹祭」を契機に展開しているとっとりグリーンウェイブの取り組みとして、「とっとり共生の森」の活動への県民参画をさらに推進する必要がある。

連絡先

農林水産部 森林づくり推進課 電話0857-26-7335

参考URL

鳥取県森林・林業振興局のwebサイトより
「とっとり共生の森」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100905>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
- 4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

14 県産材高付加価値化推進事業

施策

1 事業の目的

県産材の販路拡大を図るため、市場ニーズに対応した高付加価値製品の開発・販路開拓の取組を支援する。

2 事業の内容

- 県産木材・竹材製品開発・販路開拓支援事業
- ・県産木材・竹材を活用した製品開発及び販路開拓について、最長3年間のビジネスプランに基づく計画的・段階的な取組を支援する。

3 事業の現状及び課題

○県外市場や大手ハウスメーカー等への県産材製品の売り込みには、製品のロットや品質の確保、製造コストの低減等が大きな課題。

連絡先

農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課 電話：0857－26－7254

参考URL

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
- 4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

15 木造住宅生産者団体活動支援事業

施策

1 事業の目的

木造住宅への県産材利用促進や伝統技術の普及・継承に取り組む民間団体を支援し、もって地場産業を振興するとともに、県産材の需要拡大を通じて森林環境の保全に資する。

2 事業の内容

木造住宅生産者団体が県民を対象に実施する、県産材を利用した木造住宅の普及等を目的とした取組みを支援する。

3 事業の現状及び課題

複数の地元工務店が連携して、イベントの企画、運営を行うことにより団体としての結束力の向上や地元建築業界の育成に繋がった。
今後イベントの来訪者の拡大を図るために、より来場者を引きつけるイベントの企画を検討することが必要。

連絡先

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 企画担当 電話0857-26-7398

参考URL

鳥取県住まいまちづくり課のwebサイトより
「木造住宅生産者団体活動支援事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17685>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

16 森林J-クレジット推進事業

施策

1 事業の目的

県内の森林を活用したカーボン・オフセットを推進し、企業等からの資金を活用した森林整備を進めるため、県内の森林J-クレジット※を活用した取り組みを推進する。
※森林を活用して認証されたJ-VER及びJ-クレジット

2 事業の内容

- (1) 県有林J-クレジットモデル事業
県有林でモデル的に取り組んできたプロジェクトについて、クレジットの認証を取得し、企業等に販売する。
モデル事業を県内外にPRすることで、J-クレジットを普及する。
○県有林プロジェクトの期間：平成27～31年度
- (2) 森林J-クレジット取得支援事業
県内の森林J-クレジットの取得、販売を推進するため、J-クレジットの取得に係る経費を助成する。
○対象：民間事業者、NPO等(市町村、造林公社は除く)
○補助対象：J-クレジットの認証取得に係る費用
(妥当性確認費用、モニタリング費用、検証費用、申請委託費用)
○補助率：2分の1
- (3) J-クレジットとつとりの森を守る優良企業等の認定
県内の森林J-クレジット(県有林以外)を購入し、カーボン・オフセットに取り組む企業、団体を認定する。

3 事業の現状及び課題

【現状】

- (1) 県有林J-クレジットモデル事業
○取得した県有林J-クレジットを、森林J-クレジット地域コーディネーター等と連携し販売している。
発行量 2,818トン
販売量 1,298トン(46%)(24社5団体、20,590千円)
残数 1,437トン
- (2) 森林J-クレジット取得支援事業
○県内で8者の森林所有者等が森林J-クレジットを取得(県有林を除く)している。
発行量 25,520トン
販売量 2,800トン(11%)
残量 22,720トン

【課題】J-クレジット制度とともにカーボン・オフセットの普及を図り、販売を推進する。

連絡先

農林水産部 森林・林業振興局 電話0857-26-7335

参考URL

鳥取県森林・林業振興局のwebサイトより
「カーボン・オフセットの推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=123597>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

17 燃料用木質バイオマスの水分管理技術に関する実証試験

施策

1 事業の目的

近年、化石燃料の高騰・二酸化炭素対策などを背景に、県内でも木質チップ発電施設（境港市）等の設置が進められており、今後、木質バイオマスの需要拡大が見込まれる。木質バイオマスに含まれる水分は発熱量に影響するため、丸太の段階で燃焼に適した含水率に調整し、加工した木質チップを積極的に乾燥させることが理想的である。しかし、はい積み丸太は大規模なはい積みで、木質チップは山積みでストックされており、含水率を低減させる積極的な対応が出来ていないため、管理手法の早急な確立が求められている。よって、はい積み保管された丸太及び山積みした木質チップについて、効率的な含水率低減方法の確立を目的に試験を行う。



2 事業の内容

- (1) はい積みした燃料用丸太の含水率調査を行い、水分量減少を予測できるようにする。
- (2) 燃料用丸太の含水率の効率的な低減方法を検討する。
- (3) 山積みした木質チップの含水率の効率的な低減方法を検討する。

3 事業の現状及び課題

丸太を設置時期別（夏期、冬期）及び棧（さん）の有無別にはい積みし、含水率変動の測定・調査を行った。平成29年度は、木質チップの小規模な山積みを用いてモデル試験を行い、通気性を向上させること等による効率的な含水率低減方法を検討する。

連絡先

鳥取県林業試験場 木材利用研究室 電話0858-85-6221

参考URL

平成29年度 鳥取県環境白書

4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

18 治山事業

施策

1 事業の目的

- (1) 森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全する。
- (2) 水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る。

2 事業の内容

- (1) 荒廃森林等の復旧・整備等
- (2) 水源かん養機能や土砂流出防止機能等を維持強化するための森林の整備等
- (3) 異常な天然現象による施設及び新たに発生した荒廃森林等における復旧整備

3 事業の現状及び課題

近年、林業経営の悪化により、森林の荒廃が進み、さらに、台風や集中豪雨等の異常気象により山地災害が多発する傾向にあり、整備が追いついていない状況にある。「鳥取県の将来ビジョン」において「平成30年度末の山地災害危険地区(3,374箇所)整備率38%」を掲げており、目標達成に向け、緊急度の高い箇所から順次、計画的に整備を行っていく必要がある。

その他

4 事業の目標

山地災害危険地区整備目標(～平成28年度 1251箇所整備済み)			
平成29年度	山地災害危険地区14箇所整備		
	整備済数	1265箇所	整備率 37.5%
平成30年度	山地災害危険地区14箇所整備		
	整備済数	1279箇所	整備率 37.9%

治山事業の効果



豪雨により山崩れが発生し、森林が著しく荒廃した。
(昭和47年)



崩壊地の復旧を図るため、山腹工を実施し森林の機能回復を図った。
(昭和49年)



森林の回復状況
(平成15年)

連絡先

県土整備部 治山砂防課 治山担当 電話0857-26-7695

参考URL

鳥取県治山砂防課のwebサイトより
「治山事業とは」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=66121>

平成29年度 鳥取県環境白書

- 4 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

19 ハイブリッド無花粉スギの創出

施策

1 事業の目的

これからのスギの造林品種として、材質強度に優れるもの、スギカミキリに強いもの、雪害に強いもの等の有用形質を備えたものが求められる。これらの品種が花粉をつけない無花粉スギであれば利用価値は更に高まると考えられる。そこで、これら有用形質を備えた品種に無花粉遺伝子を取り込んだハイブリッド無花粉スギを創出する。

2 事業の内容

- (1) 無花粉遺伝子を持っている県内スギの探索
・無花粉遺伝子を持っている石川県精英樹珠洲2号、及び富山不稔1号と県内スギの人工交配を行い、F1(第一代目の交配種)集団を作成する。2年生のF1集団に対してジベレリン処理を行って雄花の着花を促進し、着花しない個体が確認された場合、その母樹が無花粉遺伝子を持っていると判明する。
- (2) ハイブリッド無花粉スギの創出
・無花粉遺伝子を保有することが判明した母樹、及び探索時に得られたF1集団を親として人工交配を行い、F2(第二代目の交配種)集団を作成する。得られたF2集団に対してジベレリン処理を行って雄花の着花を促進し、無花粉スギを選抜する。

3 事業の現状及び課題

現状

- (1) 無花粉遺伝子を持っている県内スギの探索
・これまでに、2年生のF1集団49家系に対して、ジベレリン処理(100ppm)により雄花の着花を促進させ、個体毎に花粉の飛散を調査した。その結果、全ての家系に花粉の飛散が見られたため、この49家系の母樹である精英樹20クローン、スギカミキリ抵抗性2クローン、耐雪性1クローン及び天然スギ19クローンは全て無花粉遺伝子を保有していないことが判明した。
- (2) ハイブリッド無花粉スギの創出
・これまでに作出したF1集団49家系の育苗を進めている。これらのF1集団は、平成27年度から順次人工交配を行い、平成30年度には無花粉スギの原母樹ができる予定である。

課題

- ・これまでに作出したF1集団の個体同士を人工交配して無花粉スギを創出するため、適正な家系管理のもとに育苗を進める必要がある。

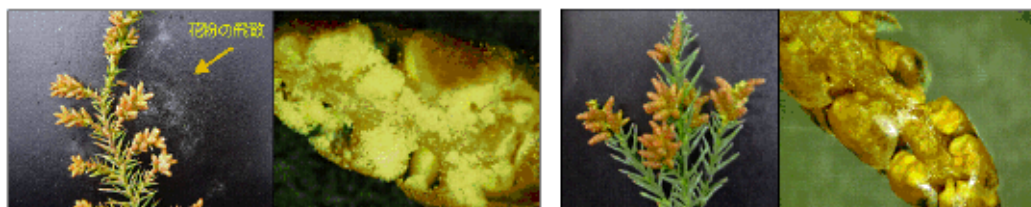


図-1 F1 集団(左)と無花粉スギ(右)の花粉の飛散と雄花の切断面の違い

連絡先

林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-6221

参考URL

林業試験場のwebサイトより
業務報告(平成25年度)

<http://www.pref.tottori.lg.jp/74173.htm>